

(公 印 省 略)
国 海 安 第 2 0 5 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 渡田 滋彦 殿

国土交通省海事局安全政策課長
鈴木 長之

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶安全法施行規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶区画規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の背景

知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶区画規程等において、旅客輸送貨物船等への一区画可浸の要件や位置保持型膨脹式救命いかだの備え付け等を義務付ける改正を行った。

今般、当該改正に係る詳細な取り扱いを定めるため、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 船舶安全法施行規則心得の一部改正

- ・ 社会通念上港として認められる区域の例として、現在の慣用を踏まえて港湾や漁港（港則法や漁港法に基づく港）を規定
- ・ 小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器について、臨時検査を必要としない条件等の取り扱いを規定

(2) 船舶設備規程心得の一部改正

- ・ 国際旅客船等に備えるMF無線電話の備え付け免除要件を国際航海旅客船等以外の船舶にも適用できることを明確化
- ・ サービスの提供を終了した無線電信等を削除

(3) 船舶救命設備規則心得の一部改正

- ・ 「改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について（令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号）」により承認された改良型膨脹式救命いかだは、船舶救命設備規則に規定する位置保持型膨脹式救命いかだとみなす旨を規定
- ・ 「改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について」により承認されたスライダー式乗込装置は、船舶救命設備規則に規定する降下式乗込装置とみなす旨を規定
- ・ 進水装置用救命いかだ又は降下式乗込装置により乗り込む救命いかだを備え付けず、位置保持型膨脹式救命いかだを備え付けることができる「水面上1.2m未満の甲板上」の解釈を規定
- ・ 管海官庁が適当と認める救命浮器の技術基準を規定
- ・ 管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなくて良い場合の条件を規定
- ・ 乗込装置の備え付けを省略できるフリーボードの要件等を規定
- ・ 救命いかだの積付方法について、船舶の沈没の際自動的に浮揚するように格納

しなくても差し支えない現存船の要件を規定

- ・現存船に対する経過措置の取り扱い（管海官庁が適当と認める救命設備の詳細）を規定

（４）船舶区画規程心得の一部改正

- ・確率論による損傷時復原性の要件に代わる措置を認めていた貨物船のうち、旅客を運送するもの（設備規程第 311 条の 21 の 2 の告示で定める船舶（平水区域を航行区域とするものを除く。）については、当該措置を認めないこととすること規定
- ・旅客輸送貨物船等に適用する一区画に浸水した場合の浸水条件等の詳細を規定
- ・現存船に対する経過措置の取り扱い（浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置の詳細）を規定

（５）小型船舶安全規則心得の一部改正

- ・水密の全通甲板の設置を免除できる沿岸小型船舶等の要件を規定
- ・機関室口囲壁並びに甲板室及び船楼の囲壁に設ける閉鎖措置（窓ガラス）の保護の取り扱いを規定
- ・旅客船又は旅客輸送船に適用する一区画に浸水した場合の浸水条件等の詳細を規定
- ・「改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について」により承認された改良型小型船舶用膨脹式救命いかだは、小型船舶安全規則に規定する位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだとみなす旨を規定
- ・検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器の技術基準を規定
- ・検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなくて良い場合の条件を規定
- ・降下式乗込装置により乗り込む小型船舶用膨脹式救命いかだを備え付けず、位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだを備え付けることができる「水面上 1.2m 未満の甲板上」の定義を規定
- ・小型船舶用膨脹式救命いかだの積付方法について、船舶の沈没の際自動的に浮揚するように格納しなくても差し支えない小型船舶の要件を規定
- ・降下式乗込装置の積付方法について規定
- ・サービスの提供を終了した無線電信等を削除
- ・現存船に対する経過措置の取り扱い（浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置、管海官庁が適当と認める救命設備の詳細）を規定

（４）その他所要の改正

3. 施行日

施行：令和 7 年 3 月 31 日

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(定義)</p> <p>1.6(a) 港則法(昭和23年法律第174号)に掲げる港の区域以外の港内の水域は、社会通念上港として認められる区域内とする。<u>なお、港湾法又は漁港法に基づく港の区域は、社会通念上港として認められる区域として差し支えない。</u></p> <p>(その他の航行上の条件)</p> <p>12.1(a) 復原性基準に適用させるための条件、船灯の備付けの免除、<u>救命設備規則の規定に基づく救命いかだの備付けの免除、消防設備規則の規定に基づく消火装置の備付けの免除、漁船の無線電信の施設の免除等により条件を付するときは、本項により航行上の条件を指定すること。</u></p> <p>(臨時検査)</p> <p>19.1(a)～(h) (略)</p> <p>19.2(a) (略)</p> <p>(b) <u>第4号の「指定した条件」</u>については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) 第6号の「船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理」とは、<u>船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具の取り外し、機械的に進水させる装置に積み付ける小型船舶用膨脹式救命いかだ若しくは小型船舶用救命浮器又は船灯の備付け位置の変更及び自動拡散型消火器の取付位置の変更又は取替え(検査又は検定合格品との取替え又は位置の変更を伴わないものを除く。)</u>並びに膨脹式救命いかだ、<u>膨脹式救命浮器及び船灯の修理をいう。</u></p> <p>(e) <u>第6号の「指定した条件」</u>については、次に掲げるところによること。</p> <p><u>(1) 当該船舶用として船舶検査を受け、小安則第58条第3項、第5項第1号又第7項の規定により備え付けている小型船舶用膨脹式</u></p>	<p>(定義)</p> <p>1.6(a) 港則法(昭和23年法律第174号)に掲げる港の区域以外の港内の水域は、社会通念上港として認められる区域内とする。</p> <p>(その他の航行上の条件)</p> <p>12.1(a) 復原性基準に適用させるための条件、船灯の備付けの免除、<u>消防設備規則</u>の規定に基づく消火装置の備付けの免除、漁船の無線電信の施設の免除等により条件を付するときは、本項により航行上の条件を指定すること。</p> <p>(臨時検査)</p> <p>19.1(a)～(h) (略)</p> <p>19.2(a) (略)</p> <p>(b) <u>「指定した条件」</u>については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) 第6号の「船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理」とは、<u>投下装置付膨脹式救命いかだ又は船灯の備付け位置の変更及び自動拡散型消火器の取付位置の変更又は取替え(検査又は検定合格品との取替え又は位置の変更を伴わないものを除く。)</u>並びに膨脹式救命いかだ<u>及び船灯</u>の修理をいう。</p> <p>(新設)</p>	<p>現在、慣用的に港湾や漁港を併せて港と呼ぶこと踏まえた明確化</p> <p>知床(救命いかだ等の備付けを免除し条件を付す場合の取扱いを明確化)</p> <p>取り外しは臨時検査の対象であることの明確化及び法令用語との整合化</p> <p>知床(救命いかだ(固定式)について、臨時検査の対象と</p>

<p><u>救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器（以下(i)及び19.3(a)において「救命いかだ等」という。）であって、自動的に浮揚し展張するものを取り外し、又は取り外したものを積み付ける場合は、次に掲げる条件を満足していること。</u></p> <p><u>(i) 取り外す期間が、救命いかだ等の備え付けが救命設備規則心得附属書[6]「低水温となるおそれのある水域を航行する船舶の取扱いについて」により不要となる期間内であること</u></p> <p><u>(ii) 整備認定事業場が積み付けるものであること</u></p> <p><u>(iii) 船舶検査時は外観検査を行うことができる状態（取り外した状態や容器に格納された状態であっても差し支えない。）であること</u></p> <p><u>(2) 条件を指定する場合は、船舶検査手帳の検査の記録の記事欄に次の例のように記載しておくこと。</u></p> <p><u>船舶安全法施行規則第19条第2項第6号の救命設備の修理（取り外し又は取り付け）時に臨時検査を受けることを要しない小型船舶用膨脹式救命いかだとして、下記の条件を指定する。</u></p> <p><u>(i) 製造番号が〇〇〇〇のものであること</u></p> <p><u>(ii) 船舶の種類に応じ以下のとおり</u></p> <p><u>（イ） 小型兼用船の場合：取り外す期間が〇月〇日から×月×日までの間又は漁ろうをする間であること</u></p> <p><u>（ロ） 小型兼用船以外の場合：取り外す期間が〇月〇日から×月×日までの間であること</u></p> <p><u>(iii) 整備認定事業場が積み付けを行いその旨を証明したものであること</u></p> <p><u>(iv) 船舶検査時は外観検査を行うことができる状態（取り外した状態や容器に格納された状態であっても差し支えない。）で準備しておくこと</u></p> <p><u>19.3(a) 第3号の「指定した条件」については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) 当該船舶用として船舶検査を受け、小安則第58条第3項、第5項第1号又第7項の規定により備え付けている救命いかだ等であって、19.2(e)(1)に掲げるもの以外のものを取り外し、又は取り外したものを積み付ける場合は、19.2(e)(1)(i)及び(iii)に掲げる条件を満足していること。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>ならない管海官庁が指示する条件を規定)</p> <p>知床(救命いかだ(持運び式)について、臨時検査の対象とならない管海官庁が指示する条件を規</p>
---	-------------	--

<p>(2) <u>条件を指定する場合は、船舶検査手帳の検査の記録の記事欄に次の例のように記載しておくこと。</u></p> <p><u>船舶安全法施行規則第19条第3項第3号の法第2条第1項第1号第6号（救命設備）の取り外し又は取り付け時に臨時検査を受けることを要しない小型船舶用膨脹式救命いかだとして、下記の条件を指定する。</u></p> <p><u>(i) 製造番号が〇〇〇〇のものであること</u></p> <p><u>(ii) 船舶の種類に応じ以下のとおり</u></p> <p><u>(イ) 小型兼用船の場合：取り外す期間が〇月〇日から×月×日までの間又は漁ろうをする間であること</u></p> <p><u>(ロ) 小型兼用船以外の場合：取り外す期間が〇月〇日から×月×日までの間であること</u></p> <p><u>(iii) 船舶検査時は外観検査を行うことができる状態（取り外した状態や容器に格納された状態であっても差し支えない。）で準備しておくこと</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>附属書[3] 産業人員等運送船の基準</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小型船舶である産業人員等運送船</p> <p>小安則第2条第1項で規定する「小型船舶」である産業人員等運送船については、本附属書「4. 人員運送設備」((3)(iv)、(viii)及び(ix)に限る。)を適用するほか、「旅客船」として<u>小安則等の規定を適用する。</u></p> <p><u>なお、適用する規定が改正され、かつ、改正後の規定が現存船に適用される場合には、その改正時の附則に従い改正後の規定を適用するものとする。</u></p> <p>(3) 高速船コードを適用する産業人員等運送船</p> <p>高速船コードを適用する産業人員等運送船にあつては、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第15章第1規則に規定する産業人員運送の安全に関する国際コード」(この附属書において「産業人員コード」という。)を適用する。なお、国際航海に従事しない高速船にあつては、<u>平成14年6月28日付け国海安第46号「国際航海に従事しない高速船に対する高速船</u></p>	<p>19.3(a) (略)</p> <p>附属書[3] 産業人員等運送船の基準</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小型船舶である産業人員等運送船</p> <p>小安則第2条第1項で規定する「小型船舶」である産業人員等運送船については、本附属書「4. 人員運送設備」((3)(iv)、(viii)及び(ix)に限る。)を適用するほか、「旅客船」として<u>小安則の規定を適用する。</u></p> <p>(3) 高速船コードを適用する産業人員等運送船</p> <p>高速船コードを適用する産業人員等運送船にあつては、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第15章第1規則に規定する産業人員運送の安全に関する国際コード」(この附属書において「産業人員コード」という。)を適用する。なお、国際航海に従事しない高速船にあつては、<u>平成8年1月1日付け海安第255号「国際航海に従事しない高速船に対する高速船コ</u></p>	<p>定)</p> <p>明確化</p> <p>誤記修正</p>
--	---	----------------------------------

<p>コードの適用について」によることができる。</p> <p>(4) HSOSCコードを適用する産業人員等運送船 国際航海に従事しない産業人員等運送船であって最大搭載人員が60人以下、かつ、総トン数500トン未満である船舶は、英国海事沿岸警備機関が規定する<u>高速洋上施設運送船コード(2023年2月27日版)</u>又はこれと同等な基準(この附属書において、以下「HSOSCコード等」という。)を適用することができる。ただし、「HSOSCコード等」を適用する場合にあっては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 人員運送設備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則【法第28条第1項関連】(一部については【法第2条第1項関連】) 上記機能要件を達成するための規則は次のとおりである。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>人員運送設備</u>の運用について、責任を有する者による監督の下、適切な訓練を受けた者が操作し、当該操作に携わる者は確立された安全手順に従うこと。(III-2.1.2)(II-2.2.1)</p> <p>(iii) <u>人員運送設備</u>の監督責任者の所在と航海船橋との間には、連絡手段を設けること。(III-2.1.3)(II-2.2.1)</p> <p>(iv)～(vii) (略)</p> <p>(viii) <u>人員運送設備</u>下の水面及び(vi)で指定された通路を照射するための照明は、その電源が非常用電源から供給可能なものであること。(III-2.1.7)(II-2.2.1) 【法第2条第1項関連】 ただし、関係省令において非常電源設備が要求されない産業人員等運送船にあっては、当該規定を適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>(ix)～(xi) (略)</p> <p>(xii) <u>人員運送設備</u>は、旗国、船級協会及び/又はEN 13852-1:2013関連条項の要求に従って設計、建造、試験及び設置がなされているものであること。(III-2.2)(II-2.2.2) 【法第2条第1項関連(設計時確認)】 例:「人員移動設備に関するガイドライン」(日本海事協会)</p>	<p>ードの適用について」によることができる。</p> <p>(4) HSOSCコードを適用する産業人員等運送船 国際航海に従事しない産業人員等運送船であって最大搭載人員が60人以下、かつ、総トン数500トン未満である船舶は、英国海事沿岸警備機関が規定する<u>高速洋上施設運送船コード</u>又はこれと同等な基準(この附属書において、以下「HSOSCコード等」という。)を適用することができる。ただし、「HSOSCコード等」を適用する場合にあっては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 人員運送設備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則【法第28条第1項関連】(一部については【法第2条第1項関連】) 上記機能要件を達成するための規則は次のとおりである。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>人員運送装置</u>の運用について、責任を有する者による監督の下、適切な訓練を受けた者が操作し、当該操作に携わる者は確立された安全手順に従うこと。(III-2.1.2)(II-2.2.1)</p> <p>(iii) <u>人員運送装置</u>の監督責任者の所在と航海船橋の間には、連絡手段を設けること。(III-2.1.3)(II-2.2.1)</p> <p>(iv)～(vii) (略)</p> <p>(viii) <u>人員運送装置</u>下の水面及び(vi)で指定された通路を照射するための照明は、その電源が非常用電源から供給可能なものであること。(III-2.1.7)(II-2.2.1) 【法第2条第1項関連】 ただし、関係省令において非常電源設備が要求されない産業人員等運送船にあっては、当該規定を適用しないこととしても差し支えない。</p> <p>(ix)～(xi) (略)</p> <p>(xii) <u>人員運送装置</u>は、旗国、船級協会及び/又はEN 13852-1:2013関連条項の要求に従って設計、建造、試験及び設置がなされているものであること。(III-2.2)(II-2.2.2) 【法第2条第1項関連(設計時確認)】 例:「人員移動設備に関するガイドライン」(日本海事協会)</p>	<p>明確化</p>
--	---	------------

<p>(xiii) <u>人員運送設備</u>の設計は、船上の配置に適したものであること。(III-2.3.1)(II-2.2.2)【法第2条第1項関連(設計時)】</p> <p>(xiv) <u>人員運送設備</u>の有効性を損ない及び/又は関係者全員に危険をもたらす可能性のある全ての関連装置の故障について評価すること。(III-2.3.2)なお、分析(QFA又はFMEA及びそれらに関連するものであって良い。)については、次の事項を満たすこと。(III-2.3.2)(II-2.2.2)【法第2条第1項関連(設計時)】</p> <p>(イ) <u>人員運送設備</u>の利用に影響を及ぼす可能性のある単一の故障、あらゆる区画における火災又は浸水によるすべての機器及び装置における故障の影響について考慮されたものであること。(III-2.3.2.1)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(xv) ~ (xvii) (略)</p> <p>5. ~7. (略)</p> <p>8. 電気設備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則【法第2条第1項関連】 上記機能要件を達成するための規則は次のとおりである。</p> <p>(i) 最大搭載人員が60人以下であって、かつ、船の長さ(Lf)が50mを超える産業人員等運送船にあつては、当該船舶を「旅客船以外の船舶」として設備規程第6編「電気設備」を適用する。(IV-4.1.1)(II-5.2.1)</p> <p>(ii) 最大搭載人員が60人を超える産業人員等運送船にあつては、当該船舶を「旅客船」として設備規程第6編第6章「非常電源等」を適用する。(IV-4.1.2)(II-5.2.1)</p> <p>(削る)</p> <p>心得附則(令和7年3月31日) (施行期日)</p>	<p>(xiii) <u>人員運送装置</u>の設計は、船上の配置に適したものであること。(III-2.3.1)(II-2.2.2)【法第2条第1項関連(設計時)】</p> <p>(xiv) <u>人員運送装置</u>の有効性を損ない及び/又は関係者全員に危険をもたらす可能性のある全ての関連装置の故障について評価すること。(III-2.3.2)なお、分析(QFA又はFMEA及びそれらに関連するものであって良い。)については、次の事項を満たすこと。(III-2.3.2)(II-2.2.2)【法第2条第1項関連(設計時)】</p> <p>(イ) <u>運送装置</u>の利用に影響を及ぼす可能性のある単一の故障、あらゆる区画における火災又は浸水によるすべての機器及び装置における故障の影響について考慮されたものであること。(III-2.3.2.1)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(xv) ~ (xvii) (略)</p> <p>5. ~7. (略)</p> <p>8. 電気設備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則【法第2条第1項関連】 上記機能要件を達成するための規則は次のとおりである。</p> <p>(i) 最大搭載人員が60人以下であって、かつ、船の長さ(Lf)が50mを超える産業人員等運送船にあつては、当該船舶を「旅客船以外の船舶」として設備規程第6編「電気設備」を適用する。また、「水密戸開閉装置等」の搭載を要する船舶にあつては、<u>同規程第301条第2項第5号を適用する。</u>(IV-4.1.1)(II-5.2.1)</p> <p>(ii) 最大搭載人員が60人を超える産業人員等運送船にあつては、当該船舶を「旅客船」として設備規程第6編第6章「非常電源等」を適用する。(IV-4.1.2)(II-5.2.1)</p> <p><u>(iii) 外洋航行船、かつ、最大搭載人員が60人を超える産業人員等運送船にあつては、設備規程第299条第2項第9号及び第14号を適用する。</u>(IV-4.2)(II-5.2.2)</p>	<p>省令の要件と重複しているため削除</p> <p>省令の要件と重複しているため削除</p>
---	---	---

本改正後の心得は、公布の日から施行する。		
----------------------	--	--

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(デジタル選択呼出装置)</p> <p>146-38-2.1(a) 第1項の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次の各号の一に掲げる船舶の場合をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(水密戸開閉装置等)</p> <p><u>287.1&2(a) 設備規程第287条第1項及び第2項の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該船舶に非常電源又は非常配電盤の設置が義務付けられていない場合をいう。</u></p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 第1項第2号の規定により備えるMF無線電話は、施行規則第60条の6第1項第2号の規定により備える予備の無線設備として、「HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聴守装置、MF無線電話、MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聴守装置」を備えた場合には、これを備えることを要しない。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話</p> <p>Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p> <p>Oceana 800</p>	<p>(デジタル選択呼出装置)</p> <p>146-38-2.1(a) 第1項の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、次の各号の一に掲げる船舶をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 第1項第2号の<u>国際航海旅客船等に備える</u>口のMF無線電話は、施行規則第60条の6第1項第2号の<u>国際航海旅客船等のイ(1)の予備の無線設備</u>(HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聴守装置、MF無線電話、MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聴守装置)を備えた場合には、これを備えることを要しない。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話</p> <p>Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p> <p>Oceana 800</p>	<p>誤記修正</p> <p>明確化(過去の追加漏れ)</p> <p>国際航海旅客船等以外の船舶も同様の取扱いとできることを明確化</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p>

<p>(削る)</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 80</p> <p>(削る)</p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB 無線電話、衛星船</p>	<p><u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800</p> <p><u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800</p> <p><u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>ワイドスターIII 設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 80</p> <p><u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB 無線電話、衛星船</p>	<p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p>
---	--	---

<p>船・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、インマルサットFB、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 又は <u>Oceana 800</u>に限る。</p> <p>(5) 限定沿海区域を航行区域とする船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (削る) ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、インマルサットFB、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2 又は <u>Oceana 800</u>に限る。</p> <p>(6) 平水区域を航行区域とする船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (削る)</p> <p>(7) 沿岸小型船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>船・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、インマルサットミニM、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、インマルサットFB、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、<u>Oceana 800</u> 又は <u>スラヤ衛星電話</u>に限る。</p> <p>(5) 限定沿海区域を航行区域とする船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u> イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 <u>スラヤ衛星電話</u> ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、<u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u>、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、<u>Oceana 800</u>又は <u>スラヤ衛星電話</u>に限る。</p> <p>(6) 平水区域を航行区域とする船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((e)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u> イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 <u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>(7) 沿岸小型船舶 (略) ワイドスターIII設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p>
--	---	---

<p><u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (削る)</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、<u>インマルサットFB</u>、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2又は<u>Oceana 800</u>に限る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(注) 上記(1)から(7)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下本項において「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>(略)</p> <p><u>インマルサットFB</u>、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、<u>Oceana 800</u>：告示第4号(1)に掲げる1600 MHz帯無線電話</p> <p>(略)</p> <p>(g) (略)</p> <p>心得附則（令和7年3月31日） （施行期日） 本改正後の心得は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u> イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 <u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターIII設置型端末</u>、<u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u>、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、<u>Oceana 800</u>又は<u>スラヤ衛星電話</u>に限る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(注) 上記(1)から(7)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>(略)</p> <p><u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u>、イリジウム衛星電話、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、<u>Oceana 800</u>、<u>スラヤ衛星電話</u>：告示第4号(1)に掲げる1600 MHz帯無線電話</p> <p>(略)</p> <p>(g) (略)</p>	<p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p>
--	--	-------------------------

○船舶検査心得 3-1-8 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(簡易型航海情報記録装置) 2.0 簡易型航海情報記録装置:Simplified Voyage Data Recorder (S-VDR) (a)～(e) (略) (f) 記録される情報は、以下の要件のいずれも満足する固定式又は自動浮揚式の保護容器に保存されなければならない。 (1)～(5) (6) 自動浮揚式の保護容器にあつては、以下の要件を満足すること。 (i) (略) (ii) 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の要件を満足していること。 (iii) (略) (iv) 位置を示す信号及びホーミング信号を、7日間(168時間)以上連続して送信できること。</p> <p>心得附則 (令和7年3月〇〇日) (施行期日) 本改正後の心得は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置) (a) 現存船(船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第75号)附則第2条第9項又は第10項の規定の適用を受ける船舶)に施行日(令和6年1月1日)に現に備え付けている簡易型航海情報記録装置については、令和15年国海安第142号(船舶検査心得の一部改正について)による改正後の2.0(f)(6)(ii)及び本改正後の2.0(f)(6)(iv)の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(簡易型航海情報記録装置) 2.0 簡易型航海情報記録装置:Simplified Voyage Data Recorder (S-VDR) (a)～(e) (略) (f) 記録される情報は、以下の要件のいずれも満足する固定式又は自動浮揚式の保護容器に保存されなければならない。 (1)～(5) (6) 自動浮揚式の保護容器にあつては、以下の要件を満足すること。 (i) (略) (ii) 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の要件を満足していること。 (iii) (略) (iv) 位置を示す信号及びホーミング信号を、7日間(168時間)以上の間に<u>少なくとも48時間</u>送信できること。</p>	<p>MSC. 493(104)担保(改正漏れ)</p> <p>令和6年1月1日前に備えているものはMSC. 493(104)により改正された要件は非適用</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>第2章 救命設備の要件 第1節の2 救命器具 第1款 救命艇 (救命艇の艤装品) 14.1(a)～(c) (略) (d) 「もやい綱」は、径22mm以上のマニラ麻索又はこれと同等のものを標準とし、その長さは救命艇の積付場所と最小航海喫水との間の高さの2倍又は15mのうちいずれか大きい方の値以上とすること。なお、「<u>最小航海喫水</u>」とは、<u>等喫水の状態であって、貨物を積載せず、かつ、食料及び燃料油が10パーセント残っている状態(旅客船については、最大搭載人員及びその手荷物は搭載している状態)における喫水をいう。以下同じ。</u> (e)～(k) (略)</p> <p>第2款 救命いかだ (膨脹式救命いかだ) 21.1(a) 第2号の「<u>水面からの高さ</u>」は、<u>最小航海喫水の喫水線から測るものとする。</u> (b)～(m) (略) 21.5(a) <u>改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法(承認基準)の制定について(令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号)により承認された改良型膨脹式救命いかだは、本項の規定に適合する位置保持型膨脹式救命いかだとみなして(同等以上の効力を有するものと認めて)差し支えない。</u></p> <p>第3節 進水装置等 第1款 進水装置 (救命艇揚卸装置) 44.1(a)～(d) (e) 第12号の「<u>最小航海喫水</u>」とは、<u>14.1(d)の「最小航海喫水」をいう。</u></p>	<p>第2章 救命設備の要件 第1節の2 救命器具 第1款 救命艇 (救命艇の艤装品) 14.1(a)～(c) (略) (d) 「もやい綱」は、径22mm以上のマニラ麻索又はこれと同等のものを標準とし、その長さは救命艇の積付場所と最小航海喫水との間の高さの2倍又は15mのうちいずれか大きい方の値以上とすること。 (e)～(k) (略)</p> <p>第2款 救命いかだ (膨脹式救命いかだ) 21.1(a) 第2号の「<u>水面上の高さ</u>」は、<u>最小航海喫水線から測るものとする。</u> (b)～(m) (略) (新説)</p> <p>第3節 進水装置等 第1款 進水装置 (救命艇揚卸装置) 44.1(a)～(d) (e) 第12号の「<u>最小航海喫水</u>」とは、<u>次に掲げる積載状態における船舶の喫水状態をいう。以下同じ。</u></p>	<p>明確化(SOLAS条約と同じ定義を規定)</p> <p>明確化(SOLAS条約と同じ定義を規定) 改良型は位置保持型として救命設備規則の規定を適用可能</p> <p>明確化(SOLAS条約と同じ定</p>

<p>(救命いかだ進水装置) 45.0(a) 44.1は、救命いかだ進水装置について準用する。</p> <p>第2款 乗込装置 (乗込用はしご) 47.0(a)～(d) (e) <u>第2号の「最小航海喫水」とは、14.1(d)の「最小航海喫水」をいう。</u></p> <p>(降下式乗込装置) 47-2.0(a) (略) (b) 第1号の「安全かつ迅速に乗り込むことができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) <u>表47-2.0<1>の構成の人員が、次に掲げる降下式乗込装置を備え付ける船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる式により算出した時間内に救命いかだへの乗込みを完了するものであること。ただし、水面上4.5m未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの（国際航海に従事しない船舶であって沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。）にあっては、「表47-2.0<1>」とあるのは「表47-2.0<2>」と、次に掲げる(i)及び(ii)の式中「50」とあるのは「25」として、それぞれの時間(t)を算出して差し支えない。</u> (i) 第1種船又は第2種船 (略) (ii) 第3種船又は第4種船 (略) 表47-2.0<1> (略) <u>表47-2.0<2></u></p>	<p><u>(1)貨物船にあっては、貨物を積載せず、かつ、食料及び燃料油が10パーセント残っている状態</u> <u>(2)旅客船にあっては、最大搭載人員及びその手荷物を搭載し、かつ、食料及び燃料油が10パーセント残っている状態</u></p> <p>(救命いかだ進水装置) 45.0(a) 44.1は、救命いかだ進水装置について準用する。</p> <p>第2款 乗込装置 (乗込用はしご) 47.0(a)～(d) (新設)</p> <p>(降下式乗込装置) 47-2.0(a) (略) (b) 第1号の「安全かつ迅速に乗り込むことができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) 表47-2.0<1>の構成の人員が、次に掲げる降下式乗込装置を備え付ける船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる式により算出した時間内に救命いかだへの乗込みを完了するものであること。 (i) 第1種船又は第2種船 (略) (ii) <u>第3種船</u> (略) 表47-2.0<1> (略) (新設)</p>	<p>義を規定)</p> <p>明確化 (SOLAS条約と同じ定義を規定)</p> <p>知床(スライダ一式乗込装置暫定基準(通達)の取り入れ)</p>
--	---	--

年齢	13歳未満	13歳以上60歳未満	60歳以上	計
男	1	15	1	17
女	1	11	1	8
計	2	21	2	25

- (3) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路)から救命いかだに容易に移乗できる構造であること。
- (4) 降下路が傾斜滑り台である場合にあっては、水平面に対する当該滑り台の傾斜角は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (i) 船舶が最小航海喫水において直立している状態において、30° から35° までの範囲内にあること。
- (ii) 第1種船にあっては、(i)に掲げるところによるほか、区画規程第2編第3章の規定による浸水後の最終平衡状態において、55° 以下であること。
- (5) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路に連結された救命いかだ)が照明できること(水面上4.5m未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの(国際航海に従事しない船舶に備え付けるものに限る。))を除く。)
- (c) 第2号、第8号及び第9号の「水面上4・五メートル未満の甲板上」とは、船舶の最小航海喫水における水面から4.5m未満にある乗艇場所をいう。
- (d) (略)
- (e) 第4号の「荒天状態においても使用できるもの」とは、ビューフォート階級6の風浪中(水面上4.5m未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの(国際航海に従事しない船舶であって沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。))にあっては、有義波高1.51m以上、平均風速6.94m/s以上の波浪中において使用できるものをいう。
- (f)・(g) (略)
- (h) 第8号及び第9号の「連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置」は、連結された救命いかだを一人で離脱

- (3) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路)から救命いかだに容易に移乗できる構造であること。
- (4) 降下路が傾斜滑り台である場合にあっては、水平面に対する当該滑り台の傾斜角は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (i) 船舶が最小航海喫水において直立している状態において、30° から35° までの範囲内にあること。
- (ii) 第1種船にあっては、(i)に掲げるところによるほか、区画規程第2編第3章の規定による浸水後の最終平衡状態において、55° 以下であること。
- (5) プラットフォーム(プラットフォームを有さないものである場合は、降下路に連結された救命いかだ)が照明できること。

(新設)

(c) (略)

(d) 第4号の「荒天状態においても使用できるもの」とは、ビューフォート階級6の風浪中において使用できるものをいう。

(e)・(f) (略)
(新設)

知床(スライダ
一式乗込装置
暫定基準(通
達)の取り入
れ)
明確化(SOLAS
条約と同じ水
面を規定)

知床(スライダ
一式乗込装置
暫定基準(通
達)の取り入
れ)

<p><u>させることができるものであること。</u></p> <p><u>(i) 改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について（令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号）により承認されたスライダー式乗込装置は、本項の規定に適合する降下式乗込装置とみなして（同等以上の効力を有するものと認めて）差し支えない。</u></p> <p>第1節 救命器具 第1款 第1種船 （救命艇及び救命いかだ）</p> <p>48.3(a) 第1号の「<u>水面上・二メートル未満の甲板上</u>」とは、船舶の<u>最小航海状態（旅客及び貨物を積載せず、かつ、食料、燃料油等の消耗品をすべて消費した状態。以下同じ。）</u>における水面から乗艇場所までの距離が1.2m未満のことをいう。</p> <p>第2款 第2種船</p> <p>57.3(a) 「<u>管海官庁が適当と認める救命浮器</u>」については、次に掲げるところによること。<u>なお、改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について（令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号）により承認された内部収容型膨脹式救命浮器は、本項の規定に適合する管海官庁が適当と認める救命浮器とみなして（同等以上の効力を有するものと認めて）差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>第26条第2項に規定するところによるほか、次に掲げる要件に適合するものであること。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>床は、防水性のものであり、打ち込んだ水を排水できるものであること。</u></p> <p>(iii)・(iv) (略)</p> <p>(v) <u>降下式乗込装置に連結することができるものであること（水面上4.5m未満の甲板上（船舶の最小航海喫水における水面から4.5m未満にある乗艇場所）から乗り込む内部収容型浮器であって、降下式乗込装置に連結せずに乗り込むことができるものを除く。）</u>。なお、<u>降下式乗込装置と海上退船システムを構成する場合は、積付方法に関して90.1(m)から(s)まで及</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第1節 救命器具 第1款 第1種船 （救命艇及び救命いかだ）</p> <p>48.3(a) 第1号の「<u>水面上</u>」とは、船舶の<u>最小航海喫水状態</u>における水面から乗艇場所までをいう。</p> <p>第2款 第2種船</p> <p>57.3(a) 「<u>管海官庁が適当と認める救命浮器</u>」については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) <u>第26条に規定するところによるほか、次に掲げる要件に適合するものであること。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) <u>床は防水性のものであること。</u></p> <p>(iii)・(iv) (略)</p> <p>(v) <u>降下式乗込装置に連結することができるものであること。</u> <u>なお、降下式乗込装置と海上退船システムを構成する場合は、積付方法に関して90.1(m)から(s)まで及び97.0を準用する。</u></p>	<p>同等効力</p> <p>知床対応(最も厳しい状態を想定)</p> <p>改良型は適当と認める浮器として救命設備規則の規定を適用可能</p> <p>知床(内部収容型膨脹式救命浮器暫定基準(通達)の取り入れ)</p>
---	---	---

<p>び97.0を準用する。</p> <p>(vi) (略)</p> <p>(vii) 充気ポンプ又はふいごを圧力維持のために使用できるような装置が取り付けられていること。</p> <p><u>(viii) 船上から人員が安全に乗り込むことができるように内部収容型浮器を保持するための装置（内部収容型浮器の位置を調整し、かつ、乗込場所に保持するための2以上の引き寄せ索その他の装置をいう。）が備え付けられていること（プラットフォームを有する降下式乗込装置により乗り込むものを除く。）。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる艀装品が取り付けられていること。</p> <p>(i) <u>浮輪1個（長さ30m以上の浮揚性の索に結びつけられたもの）</u></p> <p>(ii) <u>安全ナイフ1個（浮揚性のとっ手及び附属するひもが取り付けられた非折りたたみ式のもの）</u></p> <p>(iii) <u>あかくみ 1個（効果的なもので、恒久的に内部収容型救命浮器取り付けられたもの）</u></p> <p>(iv) スポンジ1個</p> <p>(v) シー・アンカー1個</p> <p>(vi) <u>かい2本（浮揚性のもの）</u></p> <p>(vii) <u>修理用具1式（気室の破損を修理するため必要な用具を袋その他の容器に入れたもの）</u></p> <p>(viii) 充気ポンプ又はふいご 1個</p> <p>(ix) 笛又は同等の音響信号器 1個</p> <p><u>(x) 保温具定員分（救命設備規則第29条の4の規定に適合し、装着した際に、内部収容型救命浮器の内周に取り付けられた救命索をつかむことができる形状のもの）</u></p> <p><u>(xi) 落下傘付信号2個（救命設備規則第33条の規定に適合するもの）</u></p> <p><u>(xii) 信号紅炎3個（救命設備規則第35条の規定に適合するもの）</u></p> <p><u>(xiii) 発煙浮信号1個（救命設備規則第36条の規定に適合するもの）</u></p>	<p>(vi) (略)</p> <p>(vii) <u>膨脹により浮力が得られる救命浮器にあっては、充気ポンプ又はふいごを圧力維持のために使用できるような装置が取り付けられていること。</u> (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる艀装品が取り付けられていること。</p> <p>(i) 浮輪1個</p> <p>(ii) <u>ナイフ1個（膨脹式の救命浮器にあっては、安全ナイフであること。）</u></p> <p>(iii) あかくみ 1個</p> <p>(iv) スポンジ1個</p> <p>(v) シー・アンカー1個</p> <p>(vi) かい2本</p> <p>(vii) <u>修理用具1式（膨脹式の救命浮器に限る。）</u></p> <p>(viii) <u>充気ポンプ又はふいご 1個（膨脹式の救命浮器に限る。）</u></p> <p>(ix) 笛又は同等の音響信号器 1個 (新設)</p> <p>(x) 落下傘付信号2個</p> <p>(xi) 信号紅炎3個</p> <p>(xii) 発煙浮信号1個</p>	<p>知床(内部収容型膨脹式救命浮器暫定基準(通達)の取り入れ)</p>
---	---	--------------------------------------

<p><u>(xiv) 水密電気灯1個（救命設備規則第37条の規定に適合するもの）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 再帰反射材は、救命浮器に係る規定（救命設備規則第80条2の規定）を準用する。この場合において、5cm以上の幅を有する面積150cm²以上の反射材を気室の各上面及び側面の上下に80cmの中心間隔で貼り付けられていること。</u></p> <p><u>(6) 表示（容器を含む。）は、膨脹式救命いかだに係る規定（救命設備規則第97条（進水方法の表示並びに第8項、第9項及び第12項を除く。）の規定）を準用する。この場合において、同規定中「膨脹式救命いかだの質量（当該質量が百八十五キログラムを超える場合に限る。）」とあるのは「質量」と、「もやい綱の長さ」とあるのは「もやい綱及び引き寄せ索の長さ」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(7) (1)から(6)までによるほか、「管海官庁が適当と認める救命浮器」を備え付ける場合には、原則、救命設備規則（第2章を除く。）において「救命いかだ」を「管海官庁が適当と認める救命浮器」と読み替えて当該規則を適用すること。</u></p> <p><u>(b) 「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合」（ロールオン・ロールオフ旅客船である場合を除く。）については、附属書[6]「低水温となるおそれのある水域を航行する船舶の取扱いについて」によること。</u></p> <p><u>58.1(a) 「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める第二種船」については、附属書[6]「低水温となるおそれのある水域を航行する船舶の取扱いについて」によること。</u></p> <p><u>(b) 「管海官庁が適当と認める救命浮器」については、57.3(a)を準用する。この場合において、57.3(a)(3)中「(xi)落下傘付信号2個（救命設備規則第33条の規定に適合するもの）」とあるのは「(xi)一」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>明確化</p> <p>知床(内部収容型膨脹式救命浮器暫定基準(通達)の取り入れ)</p> <p>明確化</p> <p>知床(内航限定沿海旅客船) RORO 旅客船は従前のとおり</p> <p>知床(内航平水旅客船)</p> <p>知床(平水区域用救命いかだの艤装品と同様)</p>
<p>第4款 第4種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環)</p>	<p>第4款 第4種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環)</p>	

<p>69.2(a) <u>第1号の「管海官庁が適当と認める救命浮器」及び「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認めるもの」については、57.3(a)及び(b)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>知床(内航限定沿海旅客輸送船)</p>
<p>69-2.1(a) <u>「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの」及び「管海官庁が適当と認める救命浮器」については、58.1(a)及び(b)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>知床(内航平水旅客輸送船)</p>
<p>第3節 進水装置等 (乗込装置)</p>	<p>第3節 進水装置等 (乗込装置)</p>	
<p>86.1(a) 本項の規定は、<u>第57条第3項、第58条第1項、第65条第2項第1号及び第69条の2第1項の規定により備え付ける「管海官庁が適当と認める救命浮器」以外の救命浮器への乗込みについては適用しない。</u></p>	<p>86.1(a) 本項の規定は、<u>第57条第3項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命浮器以外の救命浮器への乗込みについては適用しない。</u></p>	<p>知床(乗込装置の必要な救命浮器を明確化)</p>
<p>(b)・(c) (略)</p>	<p>(b)・(c) (略)</p>	
<p>(d) <u>「管海官庁が船舶の大きさ、フリーボード等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該船舶の最小航海状態における水面から乗艇場所までの距離が1.2m未満である場合とする。なお、当該船舶の最小航海状態における水面から乗艇場所までの距離が2.0m未満である場合には、乗込用はしごに代えて、JIS F 2617(2012)若しくはISO 5489(2008/2024)の規格に適合するなわばしご又は以下の要件に適合する簡易はしごとして差し支えない。その他、その一部又は全部の備え付けを免除する場合には、資料を添え、海事局検査測度課長に伺い出ること。</u></p>	<p>(d) <u>乗艇場所の水面上の高さが2mを超え4.5m未満のロールオン・ロールオフ旅客船には、(b)にかかわらず、(c)を満足する網ばしごが片舷2以上備え付けられていること。</u></p>	<p>1.2m 以上は原則乗込装置を要求(ただし、2m 未満は簡易ばしごなどでも可)</p>
<p>(1) <u>はしごの長さは乗艇場所から水面まで達する長さであること。</u></p>		
<p>(2) <u>はしごは持ち手とステップがあり乗り降りするのに支障がないこと。</u></p>		
<p>(3) <u>乗艇場所に取り付けることができること(ブルワークに引っ掛けるようなU字型のフックで取り付けるものであっても差し支えない。)</u></p>		
<p>(e) (削る)</p>	<p>(e) <u>第57条第3項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命浮器に乗り込むための乗込装置については、次に掲げるところによること。</u></p>	
	<p>(1) <u>乗込場所の水面上の高さが2 mを超え4.5 m未満のロールオン・</u></p>	

<p>86.1～3(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 第3項の規定にかかわらず、第2種船に設ける乗艇場所が一の場合にあっては、当該船舶に備え付ける降下式乗込装置の数は一として差し支えない。</u></p> <p>(救命いかだ)</p> <p>90.1(a)～(s) (略)</p> <p><u>(t) 現存船舶^(注)であって、次の①から③までに掲げるものに備える救命いかだ等(①及び②の船舶に備えるものは2個まで、③の船舶に備えるものは1個まで)については、救命設備規則第90条第1項第3号から第5号まで及び第14号の要件に代えて、甲板室の出入口付近又は乗艇場所付近の専用の場所(又は格納箱)に、緊急時に速やかに取り出せる方法で格納され、当該格納場所(又は格納箱)に「救命いかだ格納場所(又は格納箱)」の表示がなされたものであっても差し支えない。</u></p> <p>(注)現存船舶とは、船舶区画規程等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第94号)附則第3条第1項第1号に掲げる船舶をいう。</p> <p>①救命いかだ等を船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納した(積み付けた)場合に前方の視界が制限される等、船舶の安全な航行に支障をきたすおそれのある船舶</p> <p>②救命いかだ等を船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納する(積み付ける)ための物理的なスペースがない船舶</p> <p>③救命設備規則第90条第1項の規定により備え付けた救命いかだ等の定員の合計(15人を超える場合に限り。)が当該船舶の最大搭載人員に満たない場合であって、その差が15人以下となる船舶</p> <p>附則(令和6年10月30日)</p> <p>附3.0(a) <u>「主要な変更」及び「主要な改造」については、設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)及び(b)を準用する。</u></p> <p>附3.2(a) <u>第2号の「管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現</u></p>	<p><u>ロールオフ旅客船にあっては、(d)に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(2) 乗込場所の水面上の高さが4.5 m以上ロールオン・ロールオフ旅客船には、降下式乗込装置を備え付けること。</u></p> <p>86.1～3(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(救命いかだ)</p> <p>90.1(a)～(s) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>知床(使用する降下式乗込装置が1の場合を想定)</p> <p>知床(バック式いかだ等の特例)</p> <p>改良型救命いかだ等以外の</p>
---	--	---

<p>存船に備え付ける場合」とは、膨脹式救命いかだ（管海官庁が適当と認める救命浮器を含む。以下この附則において同じ。）^(注)を引き続き備え付ける場合をいう。この場合における「管海官庁の指示するところ」とは、当該膨脹式救命いかだとともに以下の乗込装置（水面上1.2m未満の甲板上から乗り込む場合を除く。）を備え付けさせることとする。なお、引き続き備え付けている膨脹式救命いかだを取り替える場合であって、既に備え付けている架台又は進水装置の構造上、新救命設備規則第3章の規定による膨脹式救命いかだを積み付けることが困難であると認めるときは、取替え後の膨脹式救命いかだは、引き続き備え付けているものとみなして差し支えない。</p> <p>(注)改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について（令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号）により承認された改良型膨脹式救命いかだ又は内部収容型膨脹式救命浮器を除く。</p> <p>(1) 水面上1.2m以上2.0m未満の甲板上（乗艇場所）から乗り込む膨脹式救命いかだを備える船舶にあつては、救命設備規則の要件に適合する乗込用はしご若しくは降下式乗込装置又はJIS F 2617(2012)若しくはISO 5489(2008/2024)の規格に適合するなわばしご又は以下の要件に適合する簡易はしご</p> <p>(i) はしごの長さは乗艇場所から水面まで達する長さであること。</p> <p>(ii) はしごは持ち手とステップがあり乗り降りするのに支障がないこと。</p> <p>(iii) 乗艇場所に取り付けることができること（ブルワークに引っ掛けるようなU字型のフックで取り付けるものであっても差し支えない。）。</p> <p>(2) 水面上2.0m以上の甲板上から乗り込む膨脹式救命いかだを備える船舶にあつては、救命設備規則の要件に適合する乗込用はしご若しくは降下式乗込装置又はJIS F 2617(2012)若しくはISO 5489(2008/2024)の規格に適合するなわばしご</p> <p>附3.3(a) 「検査機関の指示するところ」については、原則として、(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。</p> <p>(1) 令和7年4月1日以後に新救命設備規則第3章の規定の適用を受ける旅客船となる変更を行った場合（用途又は航行区域の変更により適用対象となるものを想定）：改正後の規定を適用する</p>		<p>救命いかだを備えている場合の特例を規定(1.2m以上の乗込み高さであっても降下式乗込装置以外のものを備付け可)</p>
---	--	--

<p><u>こと。</u></p> <p><u>(2) その他の場合（上記(1)以外の場合）：附則第3条第1項及び第2項の規定を適用して差し支えない。</u></p> <p>心得附則（令和7年3月31日） （施行期日） 本改正後の心得は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>(a) 令和7年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和7年4月1日前に建造に着手されたもの）であって令和8年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の86.1(d)及び(e)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		
---	--	--

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第3編 貨物船に関する規定 第3章 損傷時の復原性 (A) 以下の要件を満足する船舶（設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶（平水区域を航行区域とするものを除く。）を除く。）については、第3編第3章の規定（確率論による損傷時復原性の要件）は適用しなくても差し支えない。 (1)～(3) (略) (B) (略)</p> <p>第7編 旅客輸送貨物船等に関する特別規定 (適用)</p> <p>117.0(a) <u>本編の規定は、小安則の適用を受けない旅客定員を有する貨物船又はタンカーであって、設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶を定める告示（令和6年国土交通省告示第223号）に定める船舶に適用される。</u></p> <p>(水密隔壁の配置)</p> <p>118.0(a) 「<u>一区画</u>」とは、船体、水密隔壁、水密甲板等により囲まれた上甲板下の区画をいう。</p> <p>(b) 「<u>いずれの一区画に浸水したとき</u>」とは、次に掲げるときをいう。この場合における浸水区画の浸水率は、区画規程第43条に規定する浸水率（貨物を積載する場所の浸水率は、満載状態では第1項第1号イからニまでに定める浸水率、空倉状態では95）とする。ただし、精密な計算により決定しても差し支えない。</p> <p>(1) <u>暴露甲板（上甲板に限る。）上に開口（ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。）を有する一の水密区画に当該区画の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき（図118.0<1>①、③～⑤参照）。</u> ただし、次に掲げる場合には、当該区画への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。（図118.0<2>①、③～⑤参照）</p> <p>(i) <u>水密区画内に浸水警報装置（船橋において可視可聴警報を</u></p>	<p>第3編 貨物船に関する規定 第3章 損傷時の復原性 (A) 以下の要件を満足する船舶については、第3編第3章の規定（確率論による損傷時復原性の要件）は適用しなくても差し支えない。 (1)～(3) (略) (B) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>旅客を運送する貨物船については、損傷時復原性の要件を適用</p> <p>補足説明</p>

発するもの)の検知器を備える場合

(ii) 開口に開閉指示器(船橋において開閉状態が目視により確認できるもの)を備える場合

(2) 暴露甲板(上甲板に限る。)上に設けた開口(ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。)を閉閉する船楼又は甲板室の出入口から直接通じる一の水密区画に、当該区画の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき(図118.0<1>②,⑥参照)。

ただし、以下の場合には、当該区画への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。(図118.0<2>②参照)

(i) 水密区画内に浸水警報装置(船橋において可視可聴警報を発するもの)の検知器を備える場合

(ii) 船楼又は甲板室の出入口に開閉指示器(船橋において開閉状態が目視により確認できるもの)を備える場合

なお、船楼又は甲板室内の上甲板上の開口に、閉鎖装置(風雨密以外のふた板等の閉鎖装置を含む。)を備える場合には、打ち込みによる浸水は想定しないものとする。(図118.0<2>⑥参照)

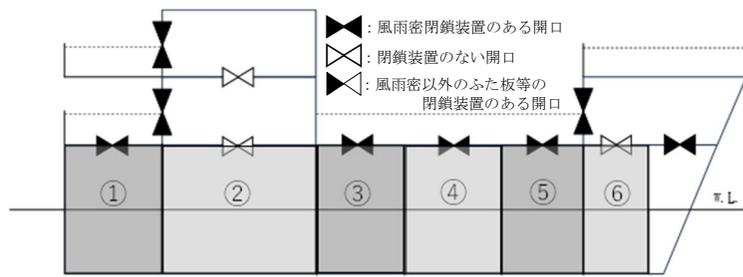
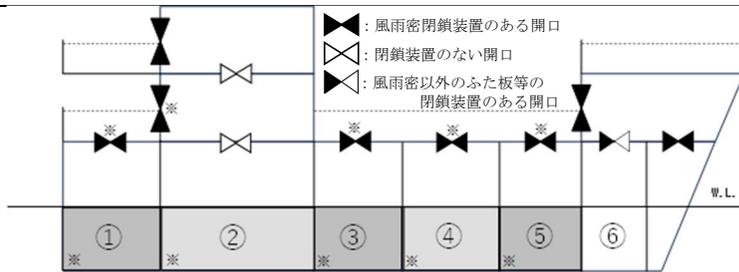


図 118.0<1> 開口への打ち込み想定浸水



※水密区画に浸水警報装置の検知器又は当該区画の暴露部の開口に閉鎖指示器を設置

図 118.0<2> 警報等を備えた場合の想定浸水

(3) 暴露甲板に開口を有しない一の水密区画（外板に近接する区画^(注)に限る。）に、船側外板又は船底外板の損傷箇所より浸水したとき（浸水状態における船舶の外側の水面まで浸水した状態を想定）

(注)外板に近接する区画とは、以下の区画をいう。

- ・船側外板又は船底外板の一部を構成する水密区画（外板に接する水密区画）
- ・最高区画喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離が船の幅（満喫規則第 7 条の船の幅をいう。以下この(注)において同じ。）の 1/20 又は 0.75m のうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 118.0<3>参照）
- ・キール線の水平面から測った垂直距離が船の幅の 1/20 又は 0.76m のうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 118.0<4>参照）

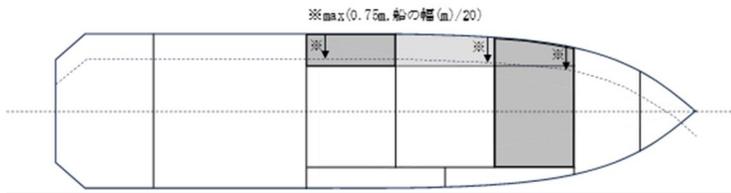


図 118.0<3> 船側損傷による浸水のイメージ

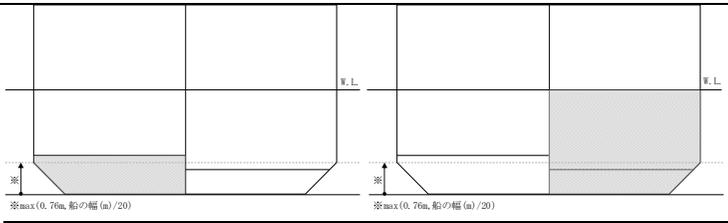


図 118.0<4> 船底損傷による浸水のイメージ

(c) 「隔壁」とは、区画規程第 46 条第 1 項に規定する水密隔壁をいう。なお、当該隔壁（開口を設ける場合を含む。）は、構造規則第 49 条及び第 50 条の規定に適合するものであること。

(新設)

(d) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(新設)

(1) 区画規程第 3 編第 3 章（損傷時の復原性）の規定の適用を受ける船舶である場合

(2) 船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号)による改正前の区画規程第 2 編第 6 章（損傷時の復原性）の規定に適合する船舶である場合

(e) 第 1 号の「浸水の可能性があるいずれの開口」とは、上甲板上に設けられた風雨密その他の開口（ボルトで固定するマンホールを除く。）をいう。

(新設)

(f) 第 2 号の要件への適合性を確認するため、重量付加法（浸水区画の上端までの浸水を想定する場合など）により浸水時の復原性を計算する場合には、当該区画に浸水した海水の自由表面による影響（最大）を考慮すること。

(新設)

附則（平成20年10月29日）

附2.1(a)（略）

附則（平成20年10月29日）

附2.1(a)（略）

附2.2(a) 第2号の「管海官庁が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であって、当該措置を引き続き当該現存船に講じている場合」とは、船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成20年10月29日国土交通省令第88号)による改正前の区画規程第2編第6章（損傷時の復原性）の規定に適合する船舶である場合又は以下の措置を講じている場合をいう。この場合における「管海官庁の指示するところ」とは、当該措置を講じている間は、船舶区画規程第3編

(新設)

確率論の適用
対象貨物船
旧旅客船の復原性基準に適合する貨物船

計算時の注意事項を規定

損傷時の復原性の規定が適用されていない現存旅客船への代替措置について規定

<p>3章の規定を適用しないことができることとする。</p> <p>(1) 以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備える措置</p> <p>(i) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。</p> <p>この場合において、区画とは、船底外板、船側外板（又は縦通隔壁）、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口（電線貫通部その他の小開口を含む。）を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</p> <p>(ii) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画^(注1)ごと（当該区画の長さが船の長さの1/2以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の2箇所）に備え付けられていること。ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画^(注2)にあっては備え付けることを要しない。</p> <p>(注1)直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画とは、以下の区画とする。以下この附則において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上甲板（暴露甲板に限る。）上に開口（ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。以下同じ。）を有する区画であって、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋（操舵室）より常に視認（カメラによる視認を含む。）できない区画 ・上甲板（暴露甲板に限る。）上の開口（閉鎖装置なし）を甲板室又は船楼で閉鎖している上甲板下の区画であって、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋（操舵室）より常に視認（カメラによる視認を含む。）できない区画 <p>(注2) 浸水した場合に沈没の可能性が低い区画とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であって、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画規程又は構造規則の規定により設ける船首隔壁より前方の区画 ・出航状態において液体を搭載している燃料タンク※、清水タンク※及び活魚倉等の区画並びに発泡剤等が充填された区画 <p>※船体の一部を構成するタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても区画規程第118条各号の要件を満足する区画 <p>(iii) 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別</p>		<p>浸水警報装置の要件を規定</p>
---	--	---------------------

<p>できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</p> <p>(2) <u>当該船舶の機関室（主機関のある場所）に、(1)(i)及び(iii)の要件に適合する浸水警報装置を備える措置（消防規則第69条の規定（無人の機関室）の適用を受ける船舶に限る。）。</u>この場合において、(1)の措置で備える設備と兼用しても差し支えない。また、(1)(i)及び(iii)の要件に適合する浸水警報装置の備え付けに代えて、機関室の浸水を船橋（操舵室）において常に視認（カメラによる視認を含む。）することができる措置を講じることとしても差し支えない。</p> <p>附2.3(a)・(b)（略）</p>	<p>附2.2(a)・(b)（略）</p>	<p>無人の機関室のみに要求</p>
<p>附則（令和6年10月30日）</p> <p>附2.0(a) <u>令和9年4月1日以後に設備規程第311条の21の2の告示で定める船舶（旅客輸送貨物船等）となった附則第2条第2項本文中に規定する現存船についても、附則第2条第2項の規定を適用して差し支えない。</u></p> <p>附2.2(a) <u>第2号の「管海官庁が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であつて、当該措置を引き続き当該現存船に講じている場合」とは、以下の措置を講じている場合をいう。この場合における「管海官庁の指示するところ」とは、当該措置を講じている間は、区画規程第7編の規定を適用しないことができることとする。</u></p> <p>(1) <u>以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備える措置</u></p> <p>(i) <u>検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、区画とは、船底外板、船側外板（又は縦通隔壁）、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口（電線貫通部その他の小開口を含む。）を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>適用日から2年間の経過措置についての補足 現存船への代替措置について規定</p> <p>浸水警報装置の要件を規定</p>

<p>る。</p> <p>(ii) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画^(注1)ごと(当該区画の長さが船の長さの1/2以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の2箇所)に備え付けられていること。ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画^(注2)にあつては備え付けることを要しない。</p> <p>(注1) 直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画とは、以下の区画とする。以下この附則において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上甲板(暴露甲板に限る。)上に開口(ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。以下同じ。)を有する区画であつて、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋(操舵室)より常に視認(カメラによる視認を含む。)できない区画 ・上甲板(暴露甲板に限る。)上の開口(閉鎖装置なし)を甲板室又は船楼で閉閉している上甲板下の区画であつて、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋(操舵室)より常に視認(カメラによる視認を含む。)できない区画 <p>(注2) 浸水した場合に沈没の可能性が低い区画とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であつて、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画規程又は構造規則の規定により設ける船首隔壁より前方の区画 ・出航状態において液体を搭載している燃料タンク[*]、清水タンク[*]及び活魚倉等の区画並びに発泡剤等が充填された区画 <p>[*]船体の一部を構成するタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても区画規程第118条各号の要件を満足する区画 <p>(iii) 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋(操舵室)において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</p> <p>(2) 当該船舶の機関室(主機関のある場所)に、(1)(i)及び(iii)の要件に適合する浸水警報装置を備える措置(消防規則第69条の規定(無人の機関室)の適用を受ける船舶に限る。)。この場合において、(1)の措置で備える設備と兼用しても差し支えない。また、(1)(i)及び(iii)の要件に適合する浸水警報装置の備え付けに代えて、機関室の浸水を船橋(操舵室)において常に視認(カメラによる視認を含む。)することができる措置を講</p>		<p>無人の機関室のみに要求</p>
--	--	--------------------

<p><u>じることとしても差し支えない。</u></p> <p>心得附則（令和7年3月31日） （施行期日） 本改正後の心得は、公布の日から施行する。 （経過措置） (a) 令和11年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和11年10月1日前に建造に着手されたもの）であって令和15年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の第3編第3章(A)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		<p>心得の緩和要件（確率論→浸水警報）についても、省令と同様の経過措置を規定</p>
---	--	---

<p><u>る浸水警報装置を当該船舶に備えていること。</u> <u>(注)直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画とは、水密構造の甲板を設けない船体の舷端より下の区画をいう。以下同じ。</u> <u>(イ) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。</u> <u>(ロ) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画ごと(当該区画の長さが船の長さの1/2以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の2箇所)に備え付けられていること。</u> <u>(ハ) 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋(操舵室)において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</u> <u>(ii) 7.1(b)に規定する船首暴露部に水密構造の甲板を設けていること。</u></p> <p>(機関室口囲壁) 10.2(a)～(c) (略) 10.3(a) <u>本項の適用を受ける閉鎖装置であつて、窓ガラスなど他動的損傷を受け破損するおそれのあるものに近接してハッチ、扉、その他の機器が設けられている場合であつても、ハッチや扉の開閉する方向や機器の作動範囲内に当該閉鎖装置を配置しない場合には、適当な方法で窓ガラスを保護しているものと取り扱って差し支えない。</u> 10.4(a) 8.2(a)は、本項について準用する。</p> <p>(甲板室及び船楼) 11.1(a)・11.2(a) (略) 11.3(a) <u>10.3(a)は、本項について準用する。</u> 11.4(a) 8.2(a)は、本項について準用する。</p>	<p>(機関室口囲壁) 10.2(a)～(c) (略) (新設)</p> <p>10.3(a) 8.2(a)は、本項について準用する。</p> <p>(甲板室及び船楼) 11.1(a)・11.2(a) (略) (新設) 11.3(a) 8.2(a)は、本項について準用する。</p>	<p>ハッチの開閉する方向に甲板室等の窓ガラスが配置されないようにすることで可</p>
--	--	---

<p>(水密隔壁の設置)</p> <p>15.1(a)・15.3(a) (略)</p> <p>15.4(a) <u>本項の適用において、旅客船及び旅客輸送船にあつては、区画規程心得 118.0(a)及び(b)の規定を準用する。この場合において配置する「水密隔壁」は、小安則第7条に規定する水密構造の甲板まで達するものであること。</u></p> <p>(b) <u>本項の規定は、木製船体の小型船舶についても適用すること。</u></p> <p>15.5(a) <u>第2号の「検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、次に掲げる小型船舶をいう。</u></p> <p>(1) <u>旅客船及び旅客輸送船以外の小型船舶であつて、十分な内部浮体を有するもの。この場合において、「十分な内部浮体」とは、艇体、機関、ぎ装品、貨物等が没水したときの、みかけの質量(水中質量)及び人の水中質量を支持するのに十分な浮力(以下本項において「所要浮力」という。)を有するものをいう。水中質量の算定、内部浮体の所要容積の算定等は次によること。</u></p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(2) <u>旅客船及び旅客輸送船であつて、附属書[4]「小型船舶の不沈性及び安定性試験方法」の不沈性試験及び安定性試験に合格しているもの。(総トン数5トン未満の小型船舶に限る。)</u></p> <p>(3) <u>旅客船及び旅客輸送船であつて、次の(i)から(iii)までのすべての措置を講じているもの。(総トン数5トン未満の小型船舶に限る。)</u></p> <p>(i) <u>以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備える措置</u></p> <p>(イ) <u>検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、区画とは、船底外板、船側外板(又は縦通隔壁)、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口(電線貫通部その他の小開口を含む。)を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲</u></p>	<p>(水密隔壁の設置)</p> <p>15.1(a)・15.3(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>15.5(a) <u>「旅客船以外の小型船舶であつて検査機関が当該小型船舶の構造等を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、十分な内部浮体を有するものをいう。この場合において、「十分な内部浮体」とは、艇体、機関、ぎ装品、貨物等が没水したときの、みかけの質量(水中質量)及び人の水中質量を支持するのに十分な浮力(以下本項において「所要浮力」という。)を有するものをいう。水中質量の算定、内部浮体の所要容積の算定等は次によること。</u></p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>一区画可浸の条件及び要件を準用</p> <p>知床(旅客船及び旅客輸送船には不沈性及び安定性を要求するため除外)</p> <p>知床(総トン数5トン未満の旅客船及び旅客輸送船への「不沈性及び安定性」又は「浸水警報装置及び排水設備」による代替措置)</p>
---	--	--

板下の区画^(注1)ごと(当該区画の長さが船の長さの1/2以上の場合にあつては当該区画の前部及び後部の2箇所)に備え付けられていること。ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画^(注2)にあつては備え付けることを要しない。

(注1)直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画とは、以下の区画とする。以下同じ。

- ・上甲板(暴露甲板に限る。)上に開口(ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。以下同じ。)を有する区画であつて、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋(操舵室)より常に視認(カメラによる視認を含む。)できない区画
- ・上甲板(暴露甲板に限る。)上の開口(閉鎖装置なし)を甲板室又は船楼で閉鎖している上甲板下の区画であつて、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋(操舵室)より常に視認(カメラによる視認を含む。)できない区画

(注2)浸水した場合に沈没の可能性が低い区画とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であつて、以下のものとする。

- ・小安則の規定により設ける船首隔壁より前方の区画
- ・出航状態において液体を搭載している燃料タンク*、清水タンク*及び活魚倉等の区画並びに発泡剤等が充填された区画
※船体の一部を構成するタンク
- ・その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても小安則第15条第4項各号の要件を満足することを計算により確認した区画

(ハ) 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋(操舵室)において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。

(ii) 次に掲げる①又は②の措置。ただし、直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画(喫水線より上方の区画に限る。)であつて、打ち込んだ水を排水できるよう逆止弁付きの閉鎖装置を備えた区画にあつては、この限りでない。

- ① 以下の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備を当該船舶に備える措置。
- ② 直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画、

直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画及び損傷浸水のおそれがある区画^(注)すべてで使用可能な以下の(イ)の要件に適合する一の可搬式の排水ポンプを当該船舶に備える措置。

(注) 損傷浸水のおそれがある区画とは、以下の区画とする。

- ・ 船側外板又は船底外板の一部を構成する区画（外板に接する水密区画）
- ・ 計画満載喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離がBの1/20又は0.75mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する区画

(イ) 排水設備の排水ポンプの容量（手動式の排水ポンプにあつては、1分あたり45ストロークに対する容量）は、当該船舶の船体長さ（小安則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有するものであること。

- ・ 船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上
- ・ 船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上
- ・ 船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上

(ロ) 排水設備の吸排水管は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画、直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画及び損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるように配置されていること。

(iii) 当該船舶の機関室（主機関（船外機を除く。）のある場所）に、(i)の要件に適合する浸水警報装置及び(ii)の要件に適合する排水設備等を備える措置。この場合において、(i)及び(ii)の措置で備える設備と兼用しても差し支えない。また、(i)の要件に適合する浸水警報装置の備え付けに代えて、機関室の浸水を船橋（操舵室）において常に視認（カメラや点検窓からの視認を含む。）することができる措置を講じることとしても差し支えない。

第1節 救命設備の要件

(小型船舶用膨脹式救命いかだ)

46.1(a)・(b) (略)

(c) 第12号の「検査機関が適当と認める材料及び構造のもの」とは、二以上の独立した気室により構成されるものであって、小型船舶用膨脹式救命いかだの型式承認試験基準に合格するものをい

第1節 救命設備の要件

(小型船舶用膨脹式救命いかだ)

46.1(a)・(b) (略)

(新設)

現在製造しているものの構造等を踏まえ

<p>う。</p> <p>46.2(a) <u>改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法（承認基準）の制定について（令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号）により承認された改良型小型船舶用膨脹式救命いかだは、本項の規定に適合する位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかたとみなして（同等以上の効力を有するものと認めて）差し支えない。</u></p> <p>（小型船舶用膨脹式救命いかだの艤装品）</p> <p>48.1(a) （略）</p> <p>（小型船舶用救命胴衣）</p> <p>53.1(a) <u>第6号</u>の「非常に見やすい色のもの」とは、救命胴衣の上部2分の1の部分の75%以上が、次の要件に適合する色により構成されているものを標準とする。</p> <p>JIS Z 8721による色相が7.5RP～2.5GYに相当するもので、明度/彩度が次の範囲のもの。</p> <p>（略）</p> <p>53.5(a) （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(i)・(ii) （略）</p> <p>(iii) 次のいずれかの不沈性等の要件を満足すること。</p> <p>(イ) <u>15.5(a)</u>を満足する内部浮体を有すること。</p> <p>(ロ) 附属書[4]の不沈性試験(安定性試験を除く。)を満足すること。</p> <p>第2節 救命設備の備付基準 （救命設備の備付数量）</p> <p>58.2(a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示（運輸省告示第343号平成6年5月19日）によるが、同告示第4号の</p>	<p>（新設）</p> <p>（救命艇の艤装品）</p> <p>48.1(a) （略）</p> <p>（小型船舶用救命胴衣）</p> <p>53.1(a) <u>第4号</u>の「非常に見やすい色のもの」とは、救命胴衣の上部2分の1の部分の75%以上が、次の要件に適合する色により構成されているものを標準とする。</p> <p>JIS Z 8721による色相が7.5RP～2.5GYに相当するもので、明度/彩度が次の範囲のもの。</p> <p>（略）</p> <p>53.5(a) （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(i)・(ii) （略）</p> <p>(iii) 次のいずれかの不沈性等の要件を満足すること。</p> <p>(イ) <u>15.5(a)(2)</u>を満足する内部浮体を有すること。</p> <p>(ロ) 附属書[4]の不沈性試験(安定性試験を除く。)を満足すること。</p> <p>第2節 救命設備の備付基準 （救命設備の備付数量）</p> <p>58.2(a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示（運輸省告示第343号平成6年5月19日）によるが、同告示第4号の</p>	<p>追記</p> <p>改良型は位置保持型として小安則の規定を適用可能</p> <p>誤記修正</p> <p>改正漏れ</p> <p>誤記修正</p> <p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p>
--	--	--

<p>「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話(他の規定により備え付けられている無線電話を除く。)とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>インマルサットFB</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) 次のいずれかの通信設備(他の規定により備え付けられている通信設備を除く。)を備える場合にあっては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>ワイドスターIII設置型端末</u> <u>インマルサットFB</u></p> <p>イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (削る)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>58.3(a) 「<u>検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの</u>」については、<u>小安則心得附属書[11]「低水温となるおそれのある水域を航行する小型船舶の取扱いについて」</u>によること。</p> <p>(b) 「<u>検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器</u>」については、<u>救命設備規則心得57.3(a)を準用する。この場合において、救命設備規則心得57.3(a)(3)中「(xi)落下傘付信号2個(救命設備規則第33条の規定に適合するもの)」とあるのは「(xi)落下傘付信号2個(救命設備規則第33条の規定に適合するもの)又は小型船舶用火せん2個(小安則第57条の規定に適合するもの)」と、「信号紅炎</u></p>	<p>「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話(他の規定により備え付けられている無線電話を除く。)とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><u>(10) スラヤ衛星電話</u></p> <p>(b) (略)。</p> <p>(1) 次のいずれかの通信設備(他の規定により備え付けられている通信設備を除く。)を備える場合にあっては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>ワイドスターIII設置型端末</u> <u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u> イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 <u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>浮器については、沿海用いかだの艀装品を要求</p>
--	---	--

<p>3個」とあるのは「信号紅炎2個」と、同心得57.3(7)中「管海官庁が適当と認める救命浮器」とあるのは「検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器」と、「救命設備規則」とあるのは「小安則」と、「救命いかだ」とあるのは「小型船舶用膨脹式救命いかだ」と読み替えるものとする。</p>		
<p>58.5(a) 「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める船舶」については、小安則心得附属書[11]「低水温となるおそれのある水域を航行する小型船舶の取扱いについて」によること。</p>	(新設)	平水用は「落下傘付信号 2個又は小型船舶用火せん 2個の備え付けは不要
<p>(b) 「検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器」については、救命設備規則心得57.3(a)を準用する。この場合において、救命設備規則心得57.3(a)(3)中「(xi)落下傘付信号2個(救命設備規則第33条の規定に適合するもの)」とあるのは「(xi)一」と、「信号紅炎3個」とあるのは「信号紅炎2個」と、同心得57.3(7)中「管海官庁が適当と認める救命浮器」とあるのは「検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器」と、「救命設備規則」とあるのは「小安則」と、「救命いかだ」とあるのは「小型船舶用膨脹式救命いかだ」と読み替えるものとする。</p>	(新設)	
<p>58.7(a) 「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの」及び「検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器」については、58.5(a)及び(b)を準用する。</p>	(新設)	
<p>58.10(a) (略)</p> <p>(降下式乗込装置)</p>	58.8(a) (略)	項ずれ
<p>58-3.0(a) 「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだ」とは、旅客船又は旅客輸送船に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだ(同等効力により備え付ける膨脹式救命いかだを含む。)又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器(以下この節及び次節において「小型船舶用救命いかだ等」という。)をいう。</p>	(新設)	知床(乗込み高さ1.2m以上の場合は降下式乗込装置によることを規定)

<p>(b) 「水面上・二メートル未満の甲板上」とは、船舶の最小航海喫水状態（旅客及び貨物を積載せず、かつ、食料、燃料油等の消耗品をすべて消費した状態）における水面から乗艇場所までの距離が1.2m未満のことをいう。なお、「乗艇場所」は、乗船者が実際に移動して小型船舶用救命いかだ等に乗込み込むことが可能な場所とし、当該場所まで乗船者が船外転落などせず移動できるものであること。</p>	(新設)	知床(乗込み高さの起点の明確化)
<p>(c) ただし書の規定を適用する場合であって、ブルワークに舷門などがなく、ブルワークトップから乗り込む場合の乗艇場所の高さは、当該ブルワークトップを乗艇場所とした高さとする。ただし、トランサムステップなど、両足で直立できる程度の広さのステップを新たに設置し、当該ステップを乗込場所とできるよう経路等を確保（階段や手摺などを設置）している場合には、当該ステップを乗艇場所とみなして水面からの距離として差し支えない。</p>	(新設)	
<p>(d) プラットフォームを有しない降下式乗込装置（水面上4.5m未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものに限る。）の降下路と小型船舶用救命いかだ等とを連結することができる装置を取り付けない降下式乗込装置により乗り込む小型船舶用救命いかだ等については、当該降下式乗込装置とともに使用が認められている小型船舶用救命いかだ等（位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器（当該浮器を保持するための装置が備え付けられているもの））であること。</p>	(新設)	知床(スライダ一式乗込装置暫定基準(通達)の取り入れ)
<p>第3節 救命設備の積付方法 <small>(小型船舶用膨脹式救命いかだ等)</small> 59.0(a) 「適当と認める方法」とは、次に掲げる方法をいう。 (1) 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納されていること及び外的損傷から保護されていることをいう。なお、小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器（膨脹式のものに限る。）にあつては自動的に展張するものであること。ただし、附属書[4]の不沈性を有する船舶又は15.5(a)の「十分な内部浮体」を有する船舶の小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶</p>	<p>第3節 救命設備の積付方法 <small>(小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器)</small> 59.0(a) 「適当と認める方法」とは、船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納されていること及び外的損傷から保護されていることをいう。なお、小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器(膨脹式のものに限る。)にあつては自動的に展張するものであること。ただし、附属書[7]の不沈性能を有する船舶又は15.6(a)の「十分な内部浮体」を有する船舶の場合の膨脹式救命いかだ又は救命浮器の積み付け方法については、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>	

用救命浮器の積み付け方法については、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。

(2) 前(1)にかかわらず、現存小型船舶^(注)であって次の①から④までに掲げるもの又は沿海以下の航行区域を有する旅客船以外の小型船舶（総トン数5トン未満のもの又は船の長さが12m未満のものに限る。）に備える小型船舶用救命いかだ等（①から③までの船舶に備えるものは2個まで、④の船舶に備えるものは1個）については、甲板室の出入口付近又は乗艇場所付近の専用の場所（又は格納箱）に、緊急時に速やかに取り出せる方法で格納され、当該格納場所（又は格納箱）に「救命いかだ格納場所（又は格納箱）」の表示がなされたものであっても差し支えない。

(注)現存小型船舶とは、船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第94号）附則第5条第1項第1号に掲げる小型船舶をいう。

①小型兼用船

②小型船舶用救命いかだ等を船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納した（積み付けた）場合に前方の視界が制限される等、船舶の安全な航行に支障をきたすおそれのある小型船舶

③小型船舶用救命いかだ等を船舶の沈没の際自動的に浮揚するよう格納する（積み付ける）ための物理的なスペースがない小型船舶

④59.0(a)(1)により備え付けた小型船舶用膨脹式救命いかだ等の定員の合計（15人を超える場合に限る。）が当該船舶の最大搭載人員に満たない場合であって、その差が15人以下となる小型船舶

(3) 降下式乗込装置は、救命規則第96条の2第2号から第4号までの要件に適合する方法をいう。なお、乗艇場所に積み付けない降下式乗込装置（持運び式のもの）については、甲板室の出入口付近の専用の場所（又は格納箱）に、緊急時に速やかに取り出せる方法で格納され、当該格納場所（又は格納箱）に「降下式乗込装置格納場所（又は格納箱）」の表示がなされていること。

(4) 降下式乗込装置の容器（又はその近傍）には、降下式乗込装置の進水及び操作方法が表示されていることをいう。

(小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具)

61.1(a) (略)

61.2(a) 「検査機関が認める場合」とは、ゴムボート等救命胴衣の格納場所が無く、救命胴衣をフロー等容易に視認できる場所に積み付ける場合等をいう。

(小型船舶用救命胴衣)

61.1(a) (略)

(新設)

知床(バック式いかだ等の特例を追加)

知床(降下式乗込装置の積み付け方法)

改正漏れ

JCI 細則の取り入れ

<p>(航海用具の備付け)</p> <p>82.1(a) (略)</p> <p>(b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>インマルサットFB</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第10章 電気設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>(発電設備)</p> <p>85.0(a) 「小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある補助設備」とは、次のような設備に使用するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>操舵設備</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>その他小安則により要求される設備の代替設備として備え付ける設備 (浸水警報装置、排水設備など)</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>附属書[5] ガソリン船外機のクランク軸径等の強度基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 強度計算の方法</p> <p>(1) クランク軸</p> <p>クランク軸の強度計算は、次に掲げるところによる。</p> <p>(i) (略)</p> <p>σ:最大曲げ応力(MPa)</p> <p>(略)</p> <p>K:最大トルクと平均トルクの比</p> <p>表2参照。V型機関については同一ジャーナル間の各シリンダーの点火順序が同じものに適用</p>	<p>(航海用具の備付け)</p> <p>82.1(a) (略)</p> <p>(b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>スラヤ衛星電話</u></p> <p>第10章 電気設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>(発電設備)</p> <p>85.0(a) 「小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある補助設備」とは、次のような設備に使用するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>操舵(だ)設備</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(b) (略)</p> <p>附属書[5] ガソリン船外機のクランク軸径等の強度基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 強度計算の方法</p> <p>(1) クランク軸</p> <p>クランク軸の強度計算は、次に掲げるところによる。</p> <p>(i) (略)</p> <p>σ:最大曲げ応力(MPa)</p> <p>(略)</p> <p>K:最大トルクと平均トルクの比</p> <p>表2参照。V型機関については同一ジャーナル間の各シリンダーの点火順序が同じものに適用</p>	<p>サービス提供終了の衛星電話を削除</p> <p>対象となる設備の明確化</p>
---	--	---

表2 トルク比 K

シリンダー数		2サイクル	4サイクル
1		3.85	7.7
(略)		(略)	(略)
6		1.0	1.40
7		—	1.45
8	90° V 型	—	1.40
	75° V 型	—	1.42
	60° V 型	—	1.70
	45° V 型	—	2.14
9		—	1.22
10		—	1.12
12	60° V 型	—	1.13
	45° V 型	—	

(注)「高速ガソリンエンジン」(1960年、丸善)表9.1から引用

We:連続最大出力(kW)

(略)

q:クランク半径/コンロッドの長さ

(ii)・(iii) (略)

(2)・(3) (略)

附則(令和6年10月30日)

附4.0(a) 「主要な変更」及び「主要な改造」については、設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)及び(b)を準用する。

附4.2(a) 第2号の「検査機関が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であって、当該措置を引き続き当該現存船に講じている場合」とは、以下のいずれの措置をも講じている場合をいう。この場合における「検査機関の指示するところ」とは、当該措置を講じている間は、新小型船舶安全規則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項の規定を適用しないことができることとする。

(1) 以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備える措置

表2 トルク比 K

シリンダー数		2サイクル	4サイクル
1		3.85	7.7
(略)		(略)	(略)
6		1.0	1.40

We:連続最大出力(kW)

(略)

q:クランク半径/コンロッドの長さ

(ii)・(iii) (略)

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

平成4年12月21日付け海検第59号を踏まえ改正※「高速ガソリンエンジン」(1960年、丸善)表9.1の引用

知床(隔壁の水密化等の現存船への代替措置)

代替措置(浸水警報装置)

<p>(i) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。</p> <p>この場合において、区画とは、船底外板、船側外板（又は縦通隔壁）、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口（電線貫通部その他の小開口を含む。）を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</p> <p>(ii) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画^(注1)ごと（当該区画の長さが船の長さの1/2以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の2箇所）に備え付けられていること。ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画^(注2)にあっては備え付けることを要しない。</p> <p>(注1)直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画とは、以下の区画とする。以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上甲板（暴露甲板に限る。）上に開口（ボルトで固定するマンホール、空気管、測深管の開口を除く。以下同じ。）を有する区画であって、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋（操舵室）より常に視認（カメラによる視認を含む。）できない区画 ・上甲板（暴露甲板に限る。）上の開口（閉鎖装置なし）を甲板室又は船楼で閉閉している上甲板下の区画であって、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋（操舵室）より常に視認（カメラによる視認を含む。）できない区画 <p>(注2)浸水した場合に沈没の可能性が低い区画とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であって、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小安則の規定により設ける船首隔壁より前方の区画 ・出航状態において液体を搭載している燃料タンク[*]、清水タンク[*]及び活魚倉等の区画並びに発泡剤等が充填された区画 <p>[*]船体の一部を構成するタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口がボルト締め等で水密に閉鎖されたボイドスペース（船体の一部を構成する区画） ・次の算式（①及び②）のいずれをも満足する区画 <p>①区画の長さ(m) $\leq C1 \times L \times F / D$ ②区画の長さ(m) $\leq C2 \times L \times F / D$</p> <p>この場合において、 Lは、小安則第15条第1項の船の長さ(m) Fは、浸水を想定する区画がそれぞれ船首部又は船尾部にある場合において、それぞれ次の値。なお、船尾部とは、Lの中央から船尾側</p>		<p>検知器の規定</p> <p>打ち込みによる浸水のおそれがある区画を規定</p> <p>沈没の可能性が低い区画を規定 (船首区画) (タンク等) (空所)</p> <p>(簡易式)</p>
---	--	---

<p>に0.14Lの位置より船尾側の部分をいい、それ以外の部分(船尾側0.14Lの位置より船首側の部分)を船首部という。以下この附則において同じ。</p> <p>船首部の場合：人を搭載しない状態で船の長さの中央における乾舷(m)から0.096N/(LB)を引いた値(m)。なお、Nは、最大搭載人員(人)、Bは、小安則第2条第2項第1号の船の幅(m)とする。以下同じ。</p> <p>船尾部の場合：人を搭載しない状態で船尾における最小乾舷(m)から0.096N/(LB)を引いた値</p> <p>Dは、小安則第102条のD(m)</p> <p>C1は、浸水を想定する区画がそれぞれ船首部又は船尾部にある場合において、それぞれ次の算式により算定した値。</p> <p>船首部の場合：0.091又は$1/\{\alpha(-15.238x+3.415)\}$で算出した値</p> <p>船尾部の場合：0.229又は$1/\{\alpha(8.571x+0.082)\}$で算出した値</p> <p>この場合において、</p> <p>αは、1とする。ただし、浸水を想定する区画の容積(m³)を、当該区画の長さ(m)、B及びDで除した値としても差し支えない。</p> <p>xは、船首部の場合は-0.5、船尾部の場合は0.5とする。ただし、Lの中央から浸水を想定する区画の中央までの距離(m) (Lの中央より船首側をプラス、船尾側をマイナスとする。)とLの比としても差し支えない。</p> <p>C2は、$(2.69-5.31(D/B)^2) \times (0.075/1.025) \times (0.5\alpha 1\alpha 2)$</p> <p>この場合において、</p> <p>$\alpha 1$は、1とする。ただし、浸水を想定する区画の深さ(m)をDで除した値としても差し支えない。</p> <p>$\alpha 2$は、1とする。ただし、浸水を想定する区画が船体中心線に対称な区画の場合は、浸水を想定する区画の幅(m)をBで除した値を2乗した値としても差し支えない。</p> <p>・その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても小安則第15条第4項各号の要件を満足することを計算により確認した区画</p> <p>(iii) 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋(操舵室)において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる①又は②の措置。</p> <p>① 以下の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成され</p>		<p>(1 区画可浸)</p> <p>警報盤の規定</p> <p>代替措置(排水設備)</p>
--	--	---

<p>る排水設備を当該船舶に備える措置</p> <p>② <u>直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画及び損傷浸水のおそれがある区画^(注)すべてで使用可能な以下の(i)の要件に適合する可搬式の排水ポンプを当該船舶に備える措置</u> <u>(注) 損傷浸水のおそれがある区画とは、以下の区画とする。以下同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>船側外板又は船底外板の一部を構成する区画（外板に接する水密区画）</u> ・ <u>計画満載喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離がBの1/20又は0.75mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する区画</u> <p>(i) <u>排水設備の排水ポンプの容量（手動式の排水ポンプにあつては、1分あたり45ストロークに対する容量）は、当該船舶の船体長さ（小安則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有するものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上</u> ・ <u>船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上</u> ・ <u>船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上</u> <p>(ii) <u>排水設備の吸排水管は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画及び損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるように配置されていること。</u></p> <p>(3) <u>当該船舶の機関室（主機関（船外機を除く。）のある場所）に、(1)の要件に適合する浸水警報装置及び(2)の要件に適合する排水設備等を備える措置。この場合において、(1)及び(2)の措置で備える設備と兼用しても差し支えない。また、(1)の要件に適合する浸水警報装置の備え付けに代えて、機関室の浸水を船橋（操舵室）において常に視認（カメラや点検窓からの視認を含む。）することができる措置を講じることとしても差し支えない。</u></p> <p>附4.3(a) 「<u>検査機関の指示するところ</u>」については、原則として、<u>(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。</u></p> <p>(1) <u>令和10年4月1日以後に新小型船舶安全規則第7条第1項並びに第15条第4項及び第5項の規定の適用を受ける旅客船となる変更を行った場合（用途又は航行区域の変更により適用対象となる</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>なお、5トン未満の現存船は本則による代替措置と附則による代替措置双方を適用可能</p> <p>知床(旅客船への変更以外はそのまま経過措置を適用可)</p>
---	-------------	--

<p><u>ものを想定) : 改正後の規定を適用すること。</u></p> <p><u>(2) その他の場合 (上記(1)以外の場合) : 附則第4条第1項及び第2項の規定を適用して差し支えない。</u></p> <p><u>附5.0(a) 「主要な変更」及び「主要な改造」については、設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)及び(b)を準用する。</u></p> <p><u>附5.2(a) 第2号の「検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合」とは、小型船舶用膨脹式救命いかだ(同等効力により備え付けた膨脹式救命いかだを含む。以下この附則において同じ。)(注)を引き続き備え付ける場合をいう。この場合における「検査機関の指示するところ」とは、当該小型船舶用膨脹式救命いかだとともに以下の乗込装置(水面上1.2m未満の甲板上から乗り込む場合を除く。)を備え付けさせることとする。なお、引き続き備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだを取り替える場合であって、既に備え付けている架台又は進水装置の構造上、新小安則第6章の規定による小型船舶用膨脹式救命いかだを積み付けることが困難であると認めるときは、取替え後の小型船舶用膨脹式救命いかだは、引き続き備え付けているものとみなして差し支えない。</u></p> <p><u>(注)改良型膨脹式救命いかだ等の暫定基準及び検査の方法(承認基準)の制定について(令和6年2月6日付国海安第150号・国海査第348号)により承認された改良型膨脹式救命いかだ又は改良型小型船舶用膨脹式救命いかだを除く。</u></p> <p><u>(1) 水面上1.2m以上2.0m未満の甲板上(乗艇場所)から乗り込む小型船舶用膨脹式救命いかだを備える船舶にあつては、救命設備規則の要件に適合する乗込用はしご若しくは降下式乗込装置又はJIS F 2617(2012)若しくはISO 5489(2008/2024)の規格に適合するなわばしご又は以下の要件に適合する簡易はしご</u></p> <p><u>(i) はしごの長さは乗艇場所から水面まで達する長さであること。</u></p> <p><u>(ii) はしごは持ち手とステップがあり乗り降りするのに支障がないこと。</u></p> <p><u>(iii) 乗艇場所に取り付けることができること(ブルワークに引っ掛けるようなU字型のフックで取り付けるものであつても差し支えない。)</u></p> <p><u>(2) 水面上2.0m以上の甲板上から乗り込む小型船舶用膨脹式救命</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>改良型救命いかだ等以外の救命いかだを備えている場合の特例を規定(1.2m以上の乗込み高さであっても降下式乗込装置以外のものを備付け可)</p>
---	-------------------------	--

<p><u>いかだを備える船舶にあつては、救命設備規則の要件に適合する乗込用はしご若しくは降下式乗込装置又はJIS F 2617(2012)若しくはISO 5489(2008/2024)の規格に適合するなわばしご</u></p> <p>附5.3(a) 「<u>検査機関の指示するところ</u>」については、原則として、<u>(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定めるところによること。</u></p> <p><u>(1) 令和7年4月1日以後に新小型船舶安全規則第58条第3項、第5項及び第7項並びに第58条の3の規定の適用を受ける旅客船となる変更を行った場合（用途又は航行区域の変更により適用対象となるものを想定）：改正後の規定を適用すること。</u></p> <p><u>(2) その他の場合（上記(1)以外の場合）：附則第5条第1項及び第2項の規定を適用して差し支えない。</u></p> <p>心得附則（令和7年3月31日） （施行期日） 本改正後の心得は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>(a) 令和11年4月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和11年10月1日前に建造に着手されたもの）であつて令和15年4月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の7.2(a)及び15.4(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(b) 改正後の46.1(c)の規定は、施行日前に設計承認を受けた小型船舶用膨脹式救命いかだについては、適用しない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>知床(旅客船への変更以外はそのまま経過措置を適用可)</p> <p>知床(全通甲板及び一区画可浸に関する取り扱いの経過措置) 知床(既に設計承認された救命いかだは、再承認の必要がないことを規定)</p>
---	-------------	--

附属書[6] 低水温となるおそれのある水域を航行する船舶の取扱いについて

1. 定義

本附属書において使用する用語は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「低水温となるおそれのある水域」とは、次表の「小分類」欄に掲げる水域をいう。この場合において、湖以外の水域については、それぞれ同表に掲げる水域ごとに、東は同表に掲げる「東端の経度」、南は同表に掲げる「南端の緯度」、西は同表に掲げる「西端の経度」、北は同表に掲げる「北端の緯度」の線により囲まれた水域をいう。
- (2) 「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とは、次表に掲げる「20℃未満の期間」の欄に日付（通年を含む。）が記載されている水域をいう。
- (3) 「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」とは、次表に掲げる「15℃未満の期間」の欄に日付（通年を含む。）が記載されている水域をいう。
- (4) 「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」とは、次表に掲げる「10℃未満の期間」の欄に日付が記載されている水域をいう。
- (5) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とは、次表に掲げる「20℃未満の期間」の欄に記載されている期間（通年を含む。）をいう。
- (6) 「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」とは、次表に掲げる「15℃未満の期間」の欄に記載されている期間（通年を含む。）をいう。
- (7) 「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」とは、次表に掲げる「10℃未満の期間」の欄に記載されている期間をいう。
- (8) 「要救助者用別枠定員」とは、救助船又は伴走船の船舶検査証書上の最大搭載人員とは別に、対象船舶から救助の要請があった場合にのみ当該救助船又は伴走船に搭載することを想定している人数であって、管海官庁が確認したものをいう。なお、要救助者用別枠定員の算定は、当該救助船又は伴走船の船舶検査証書に記載された旅客定員に、旅客として要救助者用別枠定員を加えた人員を搭載する船舶（旅客定員と要救助者用別枠定員の合計が12人を超えるものにあつては旅客船）として設備規程（同規程第2編第1章から第3章までの規定に限る。）及び復原性規則の規定を適用して算定するものとする。
- (9) その他この附属書において使用する用語は、救命設備規則において使用する用語の例による。

2. 救命設備規則第57条第3項及び第69条第2項第1号の取扱い

救命設備規則第57条第3項の「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合」及び第69条第2項第1号の「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、次に掲げる場合（船舶）とする。

- (1) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域」が含まれない船舶である場合
- (2) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」及び「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれない船舶であつて、次に掲げる船舶である場合
 - (i) 船舶構造規則又は鋼船構造規程（昭和15年逡信省令第24号）の適用を受ける船舶。
 - (ii) 小安則心得附属書[4]「小型船舶の不沈性及び安定性試験方法」の不沈性試験及び安定性試験に合格する船舶。
 - (iii) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、母港（船籍港や定係港と必ずしも一致させる必要はない。以下同じ。）の境界から5海里を超えて当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」を航行しない船舶。
 - (iv) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助

船（次に掲げるいずれの条件も満足する船舶をいう。）の航行区域内のみを航行する船舶。

(イ) 船舶検査証書を受有していること。

(ロ) 当該船舶の最大搭載人員を搭載することができる旅客定員（要救助者用別枠定員を有する場合は旅客定員及び要救助者用別枠定員との合計定員）を有していること。ただし、複数の救助船を配備する場合には、そのすべての救助船で当該船舶の最大搭載人員を搭載することとして差し支えない。

(ハ) 当該船舶と相互に連絡をとることができる無線設備（電波法で使用が認められる無線設備に限る。）（法第 4 条の規定に基づき備える無線設備を活用可能。ただし、携帯電話は法第 4 条第 1 項ただし書の無線電信等の施設の免除（無線施設免除申告書）により、当該船舶及び救助船に搭載が認められている場合に限る。）、落水した者が再乗艇するための設備（簡易はしご等）及び救命浮環 2 個（既設の救命浮環を活用可能）を備えていること。

(ニ) 次に掲げる救助船の運用に関する事項について、宣誓する書類を作成していること。

1) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、当該船舶が「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」を航行中に救助の要請をした場合に 30 分以内に当該船舶に到達できる位置、状態で待機していること。なお、30 分以内とは、救助船の乗組員が最初に救助の要請を受けてから、陸上の待機場所から救助船に乗組員（救助を補佐する者を含む。）が移動する場合には全員が移動し、救助船が当該船舶に到達するまでのトータル時間が 30 分以内であることをいう。

2) 母船を救助船とする場合を除き、救助船として運用する間は、旅客を搭載しないこと。

3) 救助船として運用する間は、船長のほかに救助を補佐する者を待機（救助に向かう際は救助船に乗船）させること。

(v) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、当該船舶の船舶所有者が配備する 3 隻以内の伴走船（次に掲げるいずれの条件も満足する船舶をいう。）とともに、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」のうち、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。

(イ) 船舶検査証書を受有していること。

(ロ) 当該船舶の最大搭載人員を搭載することができる旅客定員（要救助者用別枠定員を有する場合は旅客定員及び要救助者用別枠定員との合計定員）を確保していること（複数の伴走船とともに航行する場合は、当該船舶の最大搭載人員を他のすべての伴走船で搭載できること）。

(ハ) 当該船舶と相互に連絡をとることができる無線設備（電波法で使用が認められる無線設備に限る。）（法第 4 条の規定に基づき備える無線設備を活用可能。ただし、携帯電話は法第 4 条第 1 項ただし書の無線電信等の施設の免除（無線施設免除申告書）により、当該船舶及び伴走船に搭載が認められている場合に限る。）、落水した者が再乗艇するための設備（簡易はしご等）及び救命浮環 2 個（既設の救命浮環を活用可能）を備えていること。

(ニ) 次に掲げる伴走船の運用に関する事項について、宣誓する書類を作成していること。

1) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、当該船舶が「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」を航行する際には、その出航から入港までの間、当該船舶を視認できる位置を航行すること。

2) 伴走船として航行する間は、船長のほかに救助を補佐する者を乗船させること。

3) 伴走船に搭載する旅客の中から、救助を補佐する者を指定する場合には、出航前に当該者の了解を得ること。

(3) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」が含まれ「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれない船舶（(2)(i)から(v)までに掲げるいずれかの船舶に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に適合する船舶である場合

(i) 「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水

温となるおそれのある水域（15℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、救助船の条件については、(2)(iv)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(iv)(ニ)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」と、「30分」とあるのは「10分」と読み替えるものとする。

(ii)「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」は、当該船舶の船舶所有者が配備する3隻以内の伴走船とともに、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」のうち、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、伴走船の条件については、(2)(v)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(v)(ニ)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」と読み替えるものとする。

(4) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれる船舶（(2)(i)から(v)までに掲げるいずれかの要件及び(3)(i)又は(ii)のいずれかの要件に適合する船舶に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に適合する船舶である場合

(i)「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、救助船の条件については、(2)(iv)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(iv)(ニ)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」と、「30分」とあるのは「5分」と読み替えるものとする。

(ii)「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する3隻以内の伴走船とともに、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶であること。なお、伴走船の条件については、(2)(v)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(v)(ニ)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」と読み替えるものとする。

3. 救命設備規則第57条第4項及び第69条の2第1項の取扱い

救命設備規則第57条第4項の「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める第二種船」及び第69条の2第1項の「管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの」とは、当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれる船舶であって、2.(4)(i)又は(ii)の要件に適合していないものとする。

表 低水温となるおそれのある水域及び期間

水域番号	小分類	北端の緯度	南端の緯度	東端の経度	西端の経度	10℃未満の期間	15℃未満の期間	20℃未満の期間
湖1	サロマ湖	—	—	—	—	11/6-5/11		
湖2	屈斜路湖	—	—	—	—	11/15-5/16		
湖3	支笏湖	—	—	—	—	11/19-5/23		
湖4	猪苗代湖	—	—	—	—	11/29-4/28		
湖5	霞ヶ浦	—	—	—	—	12/10-3/19		
湖6	中海	—	—	—	—	12/13-3/20		
湖7	六道湖	—	—	—	—	12/13-3/19		
湖8	琵琶湖	—	—	—	—	1/4-3/24		
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_01	北緯45度45分	北緯45度30分	東経142度15分	東経142度	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_02	北緯45度30分	北緯45度15分	東経142度30分	東経142度15分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_03	北緯45度45分	北緯45度30分	東経142度30分	東経142度15分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_04	北緯45度15分	北緯45度	東経142度45分	東経142度30分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_05	北緯45度30分	北緯45度15分	東経142度45分	東経142度30分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_06	北緯45度	北緯44度45分	東経143度	東経142度45分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_07	北緯45度15分	北緯45度	東経143度	東経142度45分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_08	北緯45度30分	北緯45度15分	東経142度15分	東経141度54分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_09	北緯45度15分	北緯45度	東経142度30分	東経142度15分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_10	北緯45度	北緯44度45分	東経142度45分	東経142度30分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
101	宗谷地方オホーツク海沿岸_11	北緯44度45分	北緯44度30分	東経143度	東経142度45分	10/28-6/15	10/2-7/16	通年
102	秋別地方沿岸_01	北緯44度45分	北緯44度30分	東経143度15分	東経143度	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_02	北緯45度	北緯44度45分	東経143度15分	東経143度	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_03	北緯44度30分	北緯44度15分	東経143度30分	東経143度15分	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_04	北緯44度45分	北緯44度30分	東経143度30分	東経143度15分	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_05	北緯44度30分	北緯44度15分	東経143度45分	東経143度30分	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_06	北緯44度45分	北緯44度30分	東経143度45分	東経143度30分	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_07	北緯44度30分	北緯44度15分	東経144度	東経143度45分	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_08	北緯44度30分	北緯44度15分	東経143度	東経143度	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
102	秋別地方沿岸_09	北緯44度15分	北緯44度7分48秒	東経144度	東経143度34分12秒	10/28-6/15	10/1-7/19	通年
103	網走地方沿岸_01	北緯44度15分	北緯44度	東経144度15分	東経144度	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_02	北緯44度30分	北緯44度15分	東経144度15分	東経144度	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_03	北緯44度15分	北緯44度	東経144度30分	東経144度15分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_04	北緯44度30分	北緯44度15分	東経144度30分	東経144度15分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_05	北緯44度15分	北緯44度	東経144度45分	東経144度30分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_06	北緯44度15分	北緯44度	東経145度	東経144度45分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_07	北緯44度30分	北緯44度15分	東経145度	東経144度45分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_08	北緯44度15分	北緯44度	東経145度15分	東経145度	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_09	北緯44度30分	北緯44度15分	東経145度15分	東経145度	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_10	北緯44度45分	北緯44度30分	東経145度15分	東経145度	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_11	北緯44度	北緯43度45分	東経144度30分	東経144度15分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_12	北緯44度	北緯43度45分	東経144度45分	東経144度30分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
103	網走地方沿岸_13	北緯44度	北緯43度45分	東経145度	東経144度45分	10/30-6/18	9/28-7/22	通年
104	知床岬の東_01	北緯44度30分	北緯44度15分	東経145度30分	東経145度15分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_02	北緯44度45分	北緯44度30分	東経145度30分	東経145度15分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_03	北緯44度30分	北緯44度15分	東経145度45分	東経145度30分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_04	北緯44度45分	北緯44度30分	東経145度45分	東経145度30分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_05	北緯44度30分	北緯44度15分	東経146度	東経145度45分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_06	北緯44度45分	北緯44度30分	東経146度	東経145度45分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_07	北緯44度30分	北緯44度15分	東経146度15分	東経146度	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_08	北緯44度45分	北緯44度30分	東経146度15分	東経146度	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_09	北緯45度	北緯44度45分	東経146度15分	東経146度	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_10	北緯44度30分	北緯44度15分	東経146度30分	東経146度15分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_11	北緯44度45分	北緯44度30分	東経146度30分	東経146度15分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
104	知床岬の東_12	北緯44度45分	北緯44度30分	東経146度45分	東経146度30分	11/4-6/25	9/28-7/31	通年
105	榎室海峡_01	北緯44度	北緯43度45分	東経145度15分	東経145度	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_02	北緯43度30分	北緯43度15分	東経145度30分	東経145度15分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_03	北緯43度45分	北緯43度30分	東経145度30分	東経145度15分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_04	北緯44度	北緯43度45分	東経145度30分	東経145度15分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_05	北緯44度15分	北緯44度	東経145度30分	東経145度15分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_06	北緯43度30分	北緯43度15分	東経145度45分	東経145度30分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_07	北緯43度45分	北緯43度30分	東経145度45分	東経145度30分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_08	北緯44度15分	北緯44度	東経145度45分	東経145度30分	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
105	榎室海峡_09	北緯43度45分	北緯43度30分	東経145度15分	東経145度	11/13-6/21	10/7-7/29	通年
106	宗谷地方日本海沿岸_01	北緯45度15分	北緯45度	東経140度45分	東経140度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_02	北緯45度30分	北緯45度15分	東経140度45分	東経140度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_03	北緯45度45分	北緯45度30分	東経140度45分	東経140度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_04	北緯45度15分	北緯45度	東経141度	東経140度45分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_05	北緯45度30分	北緯45度15分	東経141度	東経140度45分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_06	北緯45度45分	北緯45度30分	東経141度	東経140度45分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_07	北緯45度15分	北緯45度	東経141度15分	東経141度	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_08	北緯45度30分	北緯45度15分	東経141度15分	東経141度	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_09	北緯45度45分	北緯45度30分	東経141度15分	東経141度	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_10	北緯45度15分	北緯45度	東経141度30分	東経141度15分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_11	北緯45度30分	北緯45度15分	東経141度30分	東経141度15分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_12	北緯45度45分	北緯45度30分	東経141度30分	東経141度15分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_13	北緯45度15分	北緯45度	東経141度45分	東経141度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_14	北緯45度30分	北緯45度15分	東経141度45分	東経141度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_15	北緯45度45分	北緯45度30分	東経141度45分	東経141度30分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_16	北緯45度15分	北緯45度	東経142度	東経141度45分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
106	宗谷地方日本海沿岸_17	北緯45度30分	北緯45度15分	東経141度54分	東経141度45分	11/23-5/31	10/20-7/2	9/13-8/9
107	留萌地方沿岸北部_01	北緯44度45分	北緯44度30分	東経141度	東経140度45分	12/1-5/24	10/25-6/25	9/21-7/31

水域番号	小分類	北端の緯度	南端の緯度	東端の経度	西端の経度	10°C未満の期間	15°C未満の期間	20°C未満の期間
136	福島県沿岸_04	北緯38度	北緯37度45分	東経141度15分	東経141度	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_05	北緯37度15分	北緯37度	東経141度30分	東経141度15分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_06	北緯37度30分	北緯37度15分	東経141度30分	東経141度15分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_07	北緯37度45分	北緯37度30分	東経141度30分	東経141度15分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_08	北緯38度	北緯37度45分	東経141度30分	東経141度15分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_09	北緯38度	北緯37度45分	東経141度	東経140度45分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
136	福島県沿岸_10	北緯37度15分	北緯37度	東経141度	東経140度45分	なし	12/17-5/22	10/14-7/5
137	茨城県北部沿岸_01	北緯36度30分	北緯36度15分	東経140度45分	東経140度30分	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_02	北緯36度45分	北緯36度30分	東経140度45分	東経140度30分	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_03	北緯36度30分	北緯36度15分	東経141度	東経140度45分	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_04	北緯36度45分	北緯36度30分	東経141度	東経140度45分	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_05	北緯37度	北緯36度45分	東経141度	東経140度45分	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_06	北緯37度	北緯36度45分	東経141度15分	東経141度	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
137	茨城県北部沿岸_07	北緯37度	北緯36度45分	東経140度45分	東経140度43分12秒	なし	1/5-4/24	10/25-6/25
138	茨城県南部沿岸_01	北緯36度15分	北緯36度	東経140度45分	東経140度30分	なし	1/24-4/7	11/8-6/14
138	茨城県南部沿岸_02	北緯36度	北緯35度45分	東経141度	東経140度45分	なし	1/24-4/7	11/8-6/14
138	茨城県南部沿岸_03	北緯36度15分	北緯36度	東経141度	東経140度45分	なし	1/24-4/7	11/8-6/14
138	茨城県南部沿岸_04	北緯36度	北緯35度45分	東経141度15分	東経141度	なし	1/24-4/7	11/8-6/14
138	茨城県南部沿岸_05	北緯36度	北緯35度51分	東経140度45分	東経140度39分	なし	1/24-4/7	11/8-6/14
303	千葉県北東部沿岸_01	北緯35度30分	北緯35度15分	東経140度30分	東経140度15分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_02	北緯35度30分	北緯35度15分	東経140度45分	東経140度30分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_03	北緯35度45分	北緯35度30分	東経140度45分	東経140度30分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_04	北緯35度30分	北緯35度15分	東経141度	東経140度45分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_05	北緯35度45分	北緯35度30分	東経141度	東経140度45分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_06	北緯35度45分	北緯35度30分	東経141度15分	東経141度	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
303	千葉県北東部沿岸_07	北緯35度45分	北緯35度30分	東経140度30分	東経140度24分	なし	2/23-3/3	11/25-5/29
316	中越沿岸_01	北緯37度45分	北緯37度30分	東経138度15分	東経138度	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_02	北緯37度30分	北緯37度15分	東経138度30分	東経138度15分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_03	北緯37度45分	北緯37度30分	東経138度30分	東経138度15分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_04	北緯37度45分	北緯37度30分	東経138度45分	東経138度30分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_05	北緯37度15分	北緯37度	東経138度30分	東経138度15分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_06	北緯37度30分	北緯37度15分	東経138度45分	東経138度30分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
316	中越沿岸_07	北緯37度45分	北緯37度30分	東経138度48分	東経138度45分	なし	12/20-5/17	11/1-6/17
317	上越沿岸_01	北緯37度15分	北緯37度	東経137度45分	東経137度30分	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_02	北緯37度30分	北緯37度15分	東経137度45分	東経137度30分	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_03	北緯37度15分	北緯37度	東経138度	東経137度45分	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_04	北緯37度30分	北緯37度15分	東経138度	東経137度45分	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_05	北緯37度15分	北緯37度	東経138度15分	東経138度	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_06	北緯37度30分	北緯37度15分	東経138度15分	東経138度	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
317	上越沿岸_07	北緯37度	北緯36度45分	東経137度45分	東経137度30分	なし	12/22-5/16	11/2-6/15
318	富山湾_01	北緯37度15分	北緯37度	東経137度15分	東経137度	なし	12/23-5/14	11/3-6/14
318	富山湾_02	北緯37度	北緯36度45分	東経137度30分	東経137度15分	なし	12/23-5/14	11/3-6/14
318	富山湾_03	北緯37度15分	北緯37度	東経137度30分	東経137度15分	なし	12/23-5/14	11/3-6/14
318	富山湾_04	北緯37度	北緯36度45分	東経137度15分	東経137度	なし	12/23-5/14	11/3-6/14
318	富山湾_05	北緯37度15分	北緯37度	東経137度	東経136度51分	なし	12/23-5/14	11/3-6/14
319	能登北部沿岸_01	北緯37度30分	北緯37度15分	東経136度30分	東経136度15分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_02	北緯37度30分	北緯37度15分	東経136度45分	東経136度30分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_03	北緯37度45分	北緯37度30分	東経136度45分	東経136度30分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_04	北緯37度30分	北緯37度15分	東経137度	東経136度45分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_05	北緯37度45分	北緯37度30分	東経137度	東経136度45分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_06	北緯38度	北緯37度45分	東経137度	東経136度45分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_07	北緯37度30分	北緯37度15分	東経137度15分	東経137度	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_08	北緯37度45分	北緯37度30分	東経137度15分	東経137度	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_09	北緯38度	北緯37度45分	東経137度15分	東経137度	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_10	北緯37度30分	北緯37度15分	東経137度30分	東経137度15分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
319	能登北部沿岸_11	北緯37度45分	北緯37度30分	東経137度30分	東経137度15分	なし	12/21-5/15	11/1-6/17
320	能登南部・加賀沿岸_01	北緯36度45分	北緯36度30分	東経136度15分	東経136度	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_02	北緯36度30分	北緯36度15分	東経136度30分	東経136度15分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_03	北緯36度45分	北緯36度30分	東経136度30分	東経136度15分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_04	北緯37度	北緯36度45分	東経136度30分	東経136度15分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_05	北緯37度15分	北緯37度	東経136度30分	東経136度15分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_06	北緯36度45分	北緯36度30分	東経136度45分	東経136度30分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_07	北緯37度	北緯36度45分	東経136度45分	東経136度30分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_08	北緯37度15分	北緯37度	東経136度45分	東経136度30分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
320	能登南部・加賀沿岸_09	北緯37度1分12秒	北緯36度45分	東経136度46分48秒	東経136度45分	なし	12/26-5/10	11/4-6/13
321	福井県沿岸_01	北緯35度45分	北緯35度30分	東経135度45分	東経135度30分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_02	北緯36度	北緯35度45分	東経135度45分	東経135度30分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_03	北緯35度45分	北緯35度30分	東経136度	東経135度45分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_04	北緯36度	北緯35度45分	東経136度	東経135度45分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_05	北緯36度15分	北緯36度	東経136度	東経135度45分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_06	北緯36度30分	北緯36度15分	東経136度	東経135度45分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_07	北緯36度	北緯35度45分	東経136度15分	東経136度	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_08	北緯36度15分	北緯36度	東経136度15分	東経136度	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_09	北緯36度30分	北緯36度15分	東経136度15分	東経136度	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_10	北緯35度45分	北緯35度30分	東経136度15分	東経136度	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
321	福井県沿岸_11	北緯35度30分	北緯35度27分	東経135度45分	東経135度30分	なし	12/29-5/3	11/8-6/10
501	京都府沿岸_01	北緯36度	北緯35度45分	東経135度15分	東経135度	なし	12/30-5/2	11/7-6/10
501	京都府沿岸_02	北緯36度15分	北緯36度	東経135度15分	東経135度	なし	12/30-5/2	11/7-6/10
501	京都府沿岸_03	北緯35度45分	北緯35度30分	東経135度30分	東経135度15分	なし	12/30-5/2	11/7-6/10
501	京都府沿岸_04	北緯36度	北緯35度45分	東経135度30分	東経135度15分	なし	12/30-5/2	11/7-6/10
501	京都府沿岸_05	北緯35度45分	北緯35度30分	東経135度15分	東経135度	なし	12/30-5/2	11/7-6/10
501	京都府沿岸_06	北緯35度30分	北緯35度27分	東経135度30分	東経135度15分	なし	12/30-5/2	11/7-6/10

水域番号	小分類	北端の緯度	南端の緯度	東端の経度	西端の経度	10°C未満の期間	15°C未満の期間	20°C未満の期間
623	周防灘_24	北緯33度48分	北緯33度42分	東経131度48分	東経131度42分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_25	北緯33度54分	北緯33度48分	東経131度48分	東経131度42分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_26	北緯34度	北緯33度54分	東経131度48分	東経131度42分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_27	北緯33度48分	北緯33度42分	東経131度54分	東経131度48分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_28	北緯33度54分	北緯33度48分	東経131度54分	東経131度48分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_29	北緯34度	北緯33度54分	東経131度54分	東経131度48分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_30	北緯33度54分	北緯33度48分	東経132度	東経131度54分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_31	北緯33度54分	北緯33度48分	東経132度6分	東経132度	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_32	北緯33度42分	北緯33度36分	東経131度42分	東経131度36分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_33	北緯34度6分	北緯34度	東経131度6分	東経131度	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_34	北緯33度48分	北緯33度42分	東経131度6分	東経131度	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_35	北緯33度42分	北緯33度36分	東経131度6分	東経131度	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_36	北緯34度6分	北緯34度	東経131度12分	東経131度6分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_37	北緯34度	北緯33度54分	東経131度18分	東経131度12分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_38	北緯33度36分	北緯33度30分	東経131度27分	東経131度15分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_39	北緯33度42分	北緯33度36分	東経131度36分	東経131度30分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_40	北緯34度	北緯33度54分	東経132度6分	東経132度	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_41	北緯34度	北緯33度54分	東経132度	東経131度54分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_42	北緯34度6分	北緯34度	東経131度54分	東経131度48分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_43	北緯34度6分	北緯34度	東経131度48分	東経131度42分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_44	北緯34度6分	北緯34度	東経131度42分	東経131度36分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_45	北緯34度6分	北緯34度	東経131度36分	東経131度30分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_46	北緯34度6分	北緯34度	東経131度30分	東経131度24分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
623	周防灘_47	北緯34度6分	北緯34度	東経131度24分	東経131度18分	なし	12/14~4/29	11/9~6/4
304	千葉県南部沿岸_01	北緯35度	北緯34度45分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	12/8~5/19
304	千葉県南部沿岸_02	北緯35度	北緯34度45分	東経140度15分	東経140度	なし	なし	12/8~5/19
304	千葉県南部沿岸_03	北緯35度15分	北緯35度	東経140度15分	東経140度	なし	なし	12/8~5/19
304	千葉県南部沿岸_04	北緯35度	北緯34度45分	東経140度30分	東経140度15分	なし	なし	12/8~5/19
304	千葉県南部沿岸_05	北緯35度15分	北緯35度	東経140度30分	東経140度15分	なし	なし	12/8~5/19
304	千葉県南部沿岸_06	北緯35度15分	北緯35度	東経140度45分	東経140度30分	なし	なし	12/8~5/19
306	相模湾_01	北緯35度15分	北緯35度	東経139度15分	東経139度	なし	なし	11/27~5/24
306	相模湾_02	北緯35度15分	北緯35度	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	11/27~5/24
306	相模湾_03	北緯35度15分	北緯35度	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/27~5/24
306	相模湾_04	北緯35度15分	北緯35度	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/27~5/24
306	相模湾_05	北緯35度19分12秒	北緯35度15分	東経139度36分	東経139度9分	なし	なし	11/27~5/24
306	相模湾_06	北緯35度19分12秒	北緯35度15分	東経139度52分12秒	東経139度36分	なし	なし	11/27~5/24
307	伊豆諸島北部沿岸_01	北緯34度30分	北緯34度15分	東経139度	東経138度45分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_02	北緯34度45分	北緯34度30分	東経139度	東経138度45分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_03	北緯34度15分	北緯34度	東経139度15分	東経139度	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_04	北緯34度30分	北緯34度15分	東経139度15分	東経139度	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_05	北緯34度45分	北緯34度30分	東経139度15分	東経139度	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_06	北緯35度	北緯34度45分	東経139度15分	東経139度	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_07	北緯34度30分	北緯34度15分	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_08	北緯34度45分	北緯34度30分	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_09	北緯35度	北緯34度45分	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_10	北緯34度30分	北緯34度15分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_11	北緯34度45分	北緯34度30分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/7~5/16
307	伊豆諸島北部沿岸_12	北緯35度	北緯34度45分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/7~5/16
308	三宅島沿岸_01	北緯33度45分	北緯33度30分	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_02	北緯34度	北緯33度45分	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_03	北緯34度15分	北緯34度	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_04	北緯33度45分	北緯33度30分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_05	北緯34度	北緯33度45分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_06	北緯34度15分	北緯34度	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_07	北緯33度45分	北緯33度30分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_08	北緯34度	北緯33度45分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	12/25~4/27
308	三宅島沿岸_09	北緯34度15分	北緯34度	東経140度	東経139度45分	なし	なし	12/25~4/27
309	八丈島沿岸_01	北緯33度15分	北緯33度	東経139度30分	東経139度15分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_02	北緯32度30分	北緯32度15分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_03	北緯32度45分	北緯32度30分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_04	北緯33度	北緯32度45分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_05	北緯33度15分	北緯33度	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_06	北緯33度30分	北緯33度15分	東経139度45分	東経139度30分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_07	北緯32度30分	北緯32度15分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_08	北緯32度45分	北緯32度30分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_09	北緯33度	北緯32度45分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_10	北緯33度15分	北緯33度	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_11	北緯33度30分	北緯33度15分	東経140度	東経139度45分	なし	なし	11/12~4/18
309	八丈島沿岸_12	北緯33度15分	北緯33度	東経140度15分	東経140度	なし	なし	11/12~4/18
310	駿河湾_01	北緯34度30分	北緯34度15分	東経138度30分	東経138度15分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_02	北緯34度45分	北緯34度30分	東経138度30分	東経138度15分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_03	北緯35度	北緯34度45分	東経138度30分	東経138度15分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_04	北緯34度30分	北緯34度15分	東経138度45分	東経138度30分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_05	北緯34度45分	北緯34度30分	東経138度45分	東経138度30分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_06	北緯35度	北緯34度45分	東経138度45分	東経138度30分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_07	北緯35度15分	北緯35度	東経138度45分	東経138度30分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_08	北緯35度	北緯34度45分	東経139度	東経138度45分	なし	なし	11/30~5/19
310	駿河湾_09	北緯35度15分	北緯35度	東経139度	東経138度45分	なし	なし	11/30~5/19
311	遠州灘_01	北緯34度30分	北緯34度15分	東経137度15分	東経137度	なし	なし	12/1~5/20
311	遠州灘_02	北緯34度30分	北緯34度15分	東経137度30分	東経137度15分	なし	なし	12/1~5/20
311	遠州灘_03	北緯34度45分	北緯34度30分	東経137度30分	東経137度15分	なし	なし	12/1~5/20
311	遠州灘_04	北緯34度30分	北緯34度15分	東経137度45分	東経137度30分	なし	なし	12/1~5/20

水域番号	小分類	北端の緯度	南端の緯度	東端の経度	西端の経度	10°C未満の期間	15°C未満の期間	20°C未満の期間
311	遠州灘_05	北緯34度45分	北緯34度30分	東経137度45分	東経137度30分	なし	なし	12/1-5/20
311	遠州灘_06	北緯34度30分	北緯34度15分	東経138度	東経137度45分	なし	なし	12/1-5/20
311	遠州灘_07	北緯34度45分	北緯34度30分	東経138度	東経137度45分	なし	なし	12/1-5/20
311	遠州灘_08	北緯34度30分	北緯34度15分	東経138度15分	東経138度	なし	なし	12/1-5/20
311	遠州灘_09	北緯34度45分	北緯34度30分	東経138度15分	東経138度	なし	なし	12/1-5/20
311	遠州灘_10	北緯34度45分	北緯34度30分	東経137度15分	東経137度	なし	なし	12/1-5/20
313	熊野灘_01	北緯34度	北緯33度45分	東経136度15分	東経136度	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_02	北緯33度45分	北緯33度30分	東経136度30分	東経136度15分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_03	北緯34度	北緯33度45分	東経136度30分	東経136度15分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_04	北緯34度15分	北緯34度	東経136度30分	東経136度15分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_05	北緯34度	北緯33度45分	東経136度45分	東経136度30分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_06	北緯34度15分	北緯34度	東経136度45分	東経136度30分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_07	北緯34度15分	北緯34度	東経137度	東経136度45分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_08	北緯34度30分	北緯34度15分	東経137度	東経136度45分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_09	北緯34度15分	北緯34度	東経137度15分	東経137度	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_10	北緯34度45分	北緯34度30分	東経137度	東経136度45分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_11	北緯34度30分	北緯34度15分	東経136度45分	東経136度30分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_12	北緯34度15分	北緯34度	東経136度15分	東経136度12分	なし	なし	12/5-5/15
313	熊野灘_13	北緯34度16分48秒	北緯34度15分	東経136度30分	東経136度15分	なし	なし	12/5-5/15
511	紀伊水道_01	北緯34度	北緯33度45分	東経134度45分	東経134度30分	なし	なし	11/30-5/25
511	紀伊水道_02	北緯34度15分	北緯34度	東経134度45分	東経134度30分	なし	なし	11/30-5/25
511	紀伊水道_03	北緯34度15分	北緯34度	東経135度	東経134度45分	なし	なし	11/30-5/25
511	紀伊水道_04	北緯34度15分	北緯34度	東経135度15分	東経135度	なし	なし	11/30-5/25
511	紀伊水道_05	北緯34度18分	北緯34度15分	東経135度6分	東経134度54分	なし	なし	11/30-5/25
511	紀伊水道_06	北緯34度18分	北緯34度15分	東経134度54分	東経134度42分	なし	なし	11/30-5/25
512	紀伊水道沖_01	北緯33度45分	北緯33度30分	東経134度30分	東経134度15分	なし	なし	12/15-5/12
512	紀伊水道沖_02	北緯33度45分	北緯33度30分	東経134度45分	東経134度30分	なし	なし	12/15-5/12
512	紀伊水道沖_03	北緯33度45分	北緯33度30分	東経135度	東経134度45分	なし	なし	12/15-5/12
512	紀伊水道沖_04	北緯34度	北緯33度45分	東経135度	東経134度45分	なし	なし	12/15-5/12
512	紀伊水道沖_05	北緯33度45分	北緯33度30分	東経135度	東経135度	なし	なし	12/15-5/12
512	紀伊水道沖_06	北緯34度	北緯33度45分	東経135度15分	東経135度	なし	なし	12/15-5/12
513	和歌山県南部沿岸(紀伊水道側)_01	北緯33度30分	北緯33度15分	東経135度30分	東経135度15分	なし	なし	12/26-4/28
513	和歌山県南部沿岸(紀伊水道側)_02	北緯33度45分	北緯33度30分	東経135度30分	東経135度15分	なし	なし	12/26-4/28
513	和歌山県南部沿岸(紀伊水道側)_03	北緯33度30分	北緯33度15分	東経135度45分	東経135度30分	なし	なし	12/26-4/28
513	和歌山県南部沿岸(紀伊水道側)_04	北緯33度48分	北緯33度45分	東経135度30分	東経135度15分	なし	なし	12/26-4/28
513	和歌山県南部沿岸(紀伊水道側)_05	北緯33度33分	北緯33度30分	東経135度45分	東経135度30分	なし	なし	12/26-4/28
514	和歌山県南部沿岸(熊野灘側)_01	北緯33度30分	北緯33度15分	東経136度	東経135度45分	なし	なし	12/19-5/3
514	和歌山県南部沿岸(熊野灘側)_02	北緯33度45分	北緯33度30分	東経136度	東経135度45分	なし	なし	12/19-5/3
514	和歌山県南部沿岸(熊野灘側)_03	北緯33度30分	北緯33度15分	東経136度15分	東経136度	なし	なし	12/19-5/3
514	和歌山県南部沿岸(熊野灘側)_04	北緯33度45分	北緯33度30分	東経136度15分	東経136度	なし	なし	12/19-5/3
515	高知県東部沿岸_01	北緯33度15分	北緯33度	東経134度15分	東経134度	なし	なし	12/26-4/27
515	高知県東部沿岸_02	北緯33度30分	北緯33度15分	東経134度15分	東経134度	なし	なし	12/26-4/27
515	高知県東部沿岸_03	北緯33度15分	北緯33度	東経134度30分	東経134度15分	なし	なし	12/26-4/27
515	高知県東部沿岸_04	北緯33度30分	北緯33度15分	東経134度30分	東経134度15分	なし	なし	12/26-4/27
516	土佐湾_01	北緯33度	北緯32度45分	東経133度15分	東経133度	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_02	北緯33度15分	北緯33度	東経133度15分	東経133度	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_03	北緯33度15分	北緯33度	東経133度30分	東経133度15分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_04	北緯33度30分	北緯33度15分	東経133度30分	東経133度15分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_05	北緯33度15分	北緯33度	東経133度45分	東経133度30分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_06	北緯33度30分	北緯33度15分	東経133度45分	東経133度30分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_07	北緯33度30分	北緯33度15分	東経134度	東経133度45分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_08	北緯33度33分	北緯33度30分	東経134度	東経133度30分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_09	北緯33度	北緯32度45分	東経133度	東経132度57分	なし	なし	12/21-5/1
516	土佐湾_10	北緯33度30分	北緯33度15分	東経133度15分	東経133度13分12秒	なし	なし	12/21-5/1
517	高知県西部沿岸_01	北緯32度45分	北緯32度30分	東経132度45分	東経132度30分	なし	なし	1/10-4/13
517	高知県西部沿岸_02	北緯32度45分	北緯32度30分	東経132度45分	東経132度45分	なし	なし	1/10-4/13
517	高知県西部沿岸_03	北緯32度45分	北緯32度30分	東経133度15分	東経133度	なし	なし	1/10-4/13
517	高知県西部沿岸_04	北緯32度48分	北緯32度45分	東経133度	東経132度45分	なし	なし	1/10-4/13
518	豊後水道南部_01	北緯33度	北緯32度45分	東経132度	東経131度45分	なし	なし	12/19-5/8
518	豊後水道南部_02	北緯33度	北緯32度45分	東経132度15分	東経132度	なし	なし	12/19-5/8
518	豊後水道南部_03	北緯33度	北緯32度45分	東経132度30分	東経132度15分	なし	なし	12/19-5/8
518	豊後水道南部_04	北緯33度	北緯32度45分	東経132度45分	東経132度30分	なし	なし	12/19-5/8
518	豊後水道南部_05	北緯32度45分	北緯32度30分	東経132度30分	東経132度15分	なし	なし	12/19-5/8
519	豊後水道北部_01	北緯33度15分	北緯33度	東経132度	東経131度45分	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_02	北緯33度15分	北緯33度	東経132度15分	東経132度	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_03	北緯33度30分	北緯33度15分	東経132度15分	東経132度	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_04	北緯33度15分	北緯33度	東経132度30分	東経132度15分	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_05	北緯33度18分	北緯33度15分	東経132度	東経131度45分	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_06	北緯33度30分	北緯33度15分	東経132度30分	東経132度15分	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_07	北緯33度19分48秒	北緯33度	東経132度34分12秒	東経132度30分	なし	なし	12/1-5/24
519	豊後水道北部_08	北緯33度18分	北緯33度13分48秒	東経131度45分	東経131度30分	なし	なし	12/1-5/24
606	五島列島沿岸西部_01	北緯32度45分	北緯32度30分	東経128度30分	東経128度15分	なし	なし	12/6-5/27
606	五島列島沿岸西部_02	北緯32度45分	北緯32度30分	東経128度45分	東経128度30分	なし	なし	12/6-5/27
606	五島列島沿岸西部_03	北緯33度	北緯32度45分	東経128度45分	東経128度30分	なし	なし	12/6-5/27
606	五島列島沿岸西部_04	北緯33度	北緯32度45分	東経129度	東経128度45分	なし	なし	12/6-5/27
606	五島列島沿岸西部_05	北緯33度15分	北緯33度	東経129度	東経128度45分	なし	なし	12/6-5/27
606	五島列島沿岸西部_06	北緯33度30分	北緯33度15分	東経129度	東経128度45分	なし	なし	12/6-5/27
607	男女群島沿岸_01	北緯32度	北緯31度45分	東経128度30分	東経128度15分	なし	なし	12/19-5/8
607	男女群島沿岸_02	北緯32度15分	北緯32度	東経128度30分	東経128度15分	なし	なし	12/19-5/8
608	五島灘_01	北緯32度30分	北緯32度15分	東経128度45分	東経128度30分	なし	なし	12/3-5/25
608	五島灘_02	北緯32度30分	北緯32度15分	東経129度	東経128度45分	なし	なし	12/3-5/25
608	五島灘_03	北緯32度45分	北緯32度30分	東経129度	東経128度45分	なし	なし	12/3-5/25

附属書[11] 低水温となるおそれのある水域を航行する小型船舶の取扱いについて

1. 定義

本附属書において使用する用語は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「低水温となるおそれのある水域」とは、救命設備規則心得附属書[6]の表（以下「附属書[6]の表」という。）の「小分類」欄に掲げる水域をいう。この場合において、湖以外の水域については、それぞれ同表に掲げる水域ごとに、東は同表に掲げる「東端の経度」、南は同表に掲げる「南端の緯度」、西は同表に掲げる「西端の経度」、北は同表に掲げる「北端の緯度」の線により囲まれた水域をいう。
- (2) 「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「20℃未満の期間」の欄に日付（通年を含む。）が記載されている水域をいう。
- (3) 「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「15℃未満の期間」の欄に日付（通年を含む。）が記載されている水域をいう。
- (4) 「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「10℃未満の期間」の欄に日付が記載されている水域をいう。
- (5) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「20℃未満の期間」の欄に記載されている期間（通年を含む。）をいう。
- (6) 「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「15℃未満の期間」の欄に記載されている期間（通年を含む。）をいう。
- (7) 「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」とは、附属書[6]の表に掲げる「10℃未満の期間」の欄に記載されている期間をいう。
- (8) 「要救助者用別枠定員」とは、救助船又は伴走船の船舶検査証書上の最大搭載人員とは別に、対象船舶から救助の要請があった場合にのみ当該救助船又は伴走船に搭載することを想定している人数であって、検査機関が確認したものをいう。なお、要救助者用別枠定員の算定は、当該救助船又は伴走船の船舶検査証書に記載された旅客定員に、旅客として要救助者用別枠定員を加えた人員を搭載する船舶（旅客定員と要救助者用別枠定員の合計が12人を超えるものにあつては旅客船）として小安則第8章（第75条から第78条まで及び第80条の規定に限る。）及び小安則第12章の規定を適用して算定するものとする。
- (9) その他この附属書において使用する用語は、小安則において使用する用語の例による。

2. 小安則第58条第3項の取扱い

小安則第58条第3項の「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの」とは、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

- (1) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域」が含まれない船舶である場合
- (2) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」及び「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれない船舶であつて、次に掲げる船舶である場合
 - (i) 小安則第7条第1項の規定に適合する「水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板」を設けている船舶。この場合において、当該甲板に設ける開口のコーミング（出入口等の下縁）及び閉鎖装置は、小安則第8条、第10条又は第11条の規定に適合するものであること。ただし、「窓」に使用するガラス材料、板厚の規定（小安則心得10.2(c)（小安則心得11.2(a)において準用する場合を含む。）の要件）については、適用しなくても差し支えない。
 - (ii) 小安則心得附属書[4]「小型船舶の不沈性及び安定性試験方法」の不沈性試験及び安定性試験に合格する船舶。
 - (iii) 「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」は、母港（船籍港や定係港と必ずしも一

致させる必要はない。以下同じ。)の境界から5海里を超えて当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域(20℃未満)」を航行しない船舶。

- (iv)「低水温となるおそれのある期間(20℃未満)」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域(20℃未満)」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助船(次に掲げるいずれの条件も満足する船舶をいう。)の航行区域内のみを航行する船舶。
- (イ)船舶検査証書を受有していること。
- (ロ)当該船舶の最大搭載人員を搭載することができる旅客定員(要救助者用別枠定員を有する場合は旅客定員及び要救助者用別枠定員との合計定員)を有していること。ただし、複数の救助船を配備する場合には、そのすべての救助船で当該船舶の最大搭載人員を搭載することとして差し支えない。
- (ハ)当該船舶と相互に連絡をとることができる無線設備(電波法で使用が認められる無線設備に限る。)(法第4条の規定に基づき備える無線設備を活用可能。ただし、携帯電話は法第4条第1項ただし書の無線電信等の施設の免除(無線施設免除申告書)により、当該船舶及び救助船に搭載が認められている場合に限る。)、落水した者が再乗艇するための設備(簡易はしご等)及び救命浮環2個(既設の救命浮環を活用可能)を備えていること。
- (ニ)次に掲げる救助船の運用に関する事項について、宣誓する書類を作成していること。
- 1)「低水温となるおそれのある期間(20℃未満)」は、当該船舶が「低水温となるおそれのある水域(20℃未満)」を航行中に救助の要請をした場合に30分以内に当該船舶に到達できる位置、状態で待機していること。なお、30分以内とは、救助船の乗組員が最初に救助の要請を受けてから、陸上の待機場所から救助船に乗組員(救助を補佐する者を含む。)が移動する場合には全員が移動し、救助船が当該船舶に到達するまでのトータル時間が30分以内であることをいう。
 - 2)母船を救助船とする場合を除き、救助船として運用する間は、旅客を搭載しないこと。
 - 3)救助船とし運用する間は、船長のほかに救助を補佐する者を待機(救助に向かう際は救助船に乗船)させること。
- (v)「低水温となるおそれのある期間(20℃未満)」は、当該船舶の船舶所有者が配備する3隻以内の伴走船(次に掲げるいずれの条件も満足する船舶をいう。)とともに、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域(20℃未満)」のうち、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。
- (イ)船舶検査証書を受有していること。
- (ロ)当該船舶の最大搭載人員を搭載することができる旅客定員(要救助者用別枠定員を有する場合は旅客定員及び要救助者用別枠定員との合計定員)を確保していること(複数の伴走船とともに航行する場合は、当該船舶の最大搭載人員を他のすべての伴走船で搭載できること)。
- (ハ)当該船舶と相互に連絡をとることができる無線設備(電波法で使用が認められる無線設備に限る。)(法第4条の規定に基づき備える無線設備を活用可能。ただし、携帯電話は法第4条第1項ただし書の無線電信等の施設の免除(無線施設免除申告書)により、当該船舶及び伴走船に搭載が認められている場合に限る。)、落水した者が再乗艇するための設備(簡易はしご等)及び救命浮環2個(既設の救命浮環を活用可能)を備えていること。
- (ニ)次に掲げる伴走船の運用に関する事項について、宣誓する書類を作成していること。
- 1)「低水温となるおそれのある期間(20℃未満)」は、当該船舶が「低水温となるおそれのある水域(20℃未満)」を航行する際には、その出航から入港までの間、当該船舶を視認できる位置を航行すること。
 - 2)伴走船とし運用する間は、船長のほかに救助を補佐する者を乗船させること。
 - 3)伴走船に搭載する旅客の中から、救助を補佐する者を指定する場合には、出航前に当該

者の了解を得ること。

(3) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」が含まれ「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれない船舶（(2)(i)から(v)までに掲げるいずれかの船舶に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に適合する船舶である場合

(i) 「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、救助船の条件については、(2)(iv)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(iv)(二)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」と、「30分」とあるのは「10分」と読み替えるものとする。

(ii) 「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」は、当該船舶の船舶所有者が配備する3隻以内の伴走船とともに、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」のうち、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、伴走船の条件については、(2)(v)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(v)(二)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（15℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（15℃未満）」と読み替えるものとする。

(4) 当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれる船舶（(2)(i)から(v)までに掲げるいずれかの要件及び(3)(i)又は(ii)のいずれかの要件に適合する船舶に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に適合する船舶である場合

(i) 「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する救助船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶。なお、救助船の条件については、(2)(iv)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(iv)(二)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」と、「30分」とあるのは「5分」と読み替えるものとする。

(ii) 「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」は、当該船舶の航行区域に含まれる「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」のうち、当該船舶の船舶所有者が配備する3隻以内の伴走船とともに、当該伴走船の航行区域内及び「低水温となるおそれのある水域」以外の当該船舶の航行区域のみを航行する船舶であること。なお、伴走船の条件については、(2)(v)(イ)から(ニ)までの条件を準用する。この場合において、(2)(v)(二)1中「低水温となるおそれのある期間（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある期間（10℃未満）」と、「低水温となるおそれのある水域（20℃未満）」とあるのは「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」と読み替えるものとする。

3. 小安則第58条第5項及び第7項の取扱い

小安則第58条第5項の「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める船舶」及び同条第7項の「検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるもの」とは、当該船舶の航行区域に「低水温となるおそれのある水域（10℃未満）」が含まれる船舶であって、2.(4)(i)又は(ii)の要件に適合していないものとする。